



北海道医療大学大学院

教育理念

生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを北海道医療大学大学院の教育理念とする。

教育目標

1. 豊かな学識と人格の養成
2. 高度な専門知識および学術の修得
3. 独創的な研究および研究能力の開発
4. 社会の要請に的確に対応できる教育・研究の推進

リハビリテーション科学研究科 博士前期（修士）課程

教育理念

本大学院の教育理念を基本として、高度化、多様化が進む現代の保健・医療・福祉分野において、先進的な専門知識と技術を身につけ、質の高いリハビリテーションを実践できる人材を養成することにより、人々の保健・医療・福祉の要請に応え、地域社会ならびに人類の幸福に貢献することをリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）の教育理念とする。

教育目標

1. 先進的な専門知識および技術を備え、質の高いリハビリテーションを展開できる人材の養成
2. 保健・医療・福祉の現場で、優れた管理・指導能力を持って指導的役割を担うことのできる人材の養成
3. 科学的小および学際的視点から臨床的課題を解決することのできる人材の養成

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）では、地域における保健・医療・福祉の充実に携わること強い意欲を持ち、高度専門職業人としてリハビリテーションの実践に寄与すべく自己研鑽できる人材を求めます。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

以下の要件を満たし、高度専門職業人としてリハビリテーション科学の実践に寄与できる優れた知識・技術と研究能力の基礎を修得したと認められる者に対して、「修士（リハビリテーション科学）」の学位を授与する。

1. リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）に2年以上在学し、本研究科が定める履修上の要件を満たしている。
2. 研究指導を受け、学位論文を提出し、本研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 授業科目は、リハビリテーション領域における高度専門職業人としての管理・指導能力や研究遂行能力の基盤を培う「共通科目」、最新の専門知識と技術を学び臨床実践能力を高める「専門科目」、関連学問領域を学ぶ「応用特色科目」、ならびに「研究指導」によって構成される。
2. 共通科目には、組織をマネジメントする能力を育成するための教育法や管理学に加え、臨床研究を遂行する上で必要な研究法や統計学に関する科目を配当する。
3. 専門科目には、各障害に対するリハビリテーション学分野の最新知識と技術、障がい者や高齢者などの地域生活支援に関して学ぶ科目を配当する。
4. 応用特色科目には、学際領域であるリハビリテーション科学の臨床および研究実践に対応する上で必要な医科学系、心理学系、社会福祉学系の科目を配当する。
5. 研究指導では、修士論文作成を行い、リハビリテーション科学における諸課題を追及する。
6. 入学時志願者調査書や初期研究課題および学修カリキュラムにおける必修科目、選択科目の履修状況（修得単位数、GPA）、また、特論、演習科目の評価は、プレゼンテーション・討論の参加状況やレポート等を用いて評価する。修士論文作成に当たり、指導担当教員による研究指導を研究科として系統的に行い、課題研究達成度および最終年次における論文審査、最終試験、公開最終発表会により査定する。

リハビリテーション科学研究科 博士後期課程

教育理念

本大学院の教育理念を基本として、修士課程で修得したリハビリテーション科学に関する能力を基盤として、保健・医療・福祉分野における高度な学識と新たな真理を探究することのできる優れた研究能力を有する人材の養成と、リハビリテーション医療に対するすべての人々の要請に応え、保健・医療・福祉分野において科学的根拠に基づく専門能力を地域社会に適用し、指導的立場で活躍できる有能な教育者および実践指導者の養成を通して、社会の発展と人類の幸福に貢献することをリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）の教育理念とする。

教育目標

1. 高度な学識と研究能力を備え、質の高いリハビリテーション科学の探究と確立に寄与できる人材の養成
2. 保健・医療・福祉の分野において、科学的根拠に基づく専門能力を地域社会に適用し、指導的立場で活躍できる有能な教育者および実践指導者の養成

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）では、リハビリテーション科学の発展に寄与し、リハビリテーション医療における科学的根拠を探究すべく先進的研究活動を実践できる研究者または指導的立場で活躍できる教育者および実践指導者を目指す強い意欲を持つ人材を求めます。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

以下の要件を満たし、保健・医療・福祉の分野において、リハビリテーション科学に関する高度な学識と研究能力および教育能力を修得し、リハビリテーション科学の発展を通して社会に貢献できると認められる者に対して、「博士（リハビリテーション科学）」の学位を授与する。

1. リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）に3年以上在学し、本研究科が定める履修上の要件を満たしている。
2. 研究指導を受け、学位論文を提出し、本研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 本専攻では、「生体構造機能・病態解析学分野」「リハビリテーション治療学分野」「地域健康生活支援学分野」の研究分野を設ける。
2. 授業科目は、各分野における特講・演習、ならびに研究指導によって構成される。
3. 研究指導では博士論文作成を行い、リハビリテーション科学を進化させ、科学的根拠を探求する。
4. 学修目標に対する教員評価、修了生アンケートなどの結果に加え、単位取得状況やGPAにより査定する。特論、演習科目の評価は、プレゼンテーション・討論の参加状況やレポート等を用いて評価する。課題研究達成度および最終年次における論文審査、最終試験、公開最終発表会により査定する。また、研究能力を生かす高度医療専門職としての就業や就職率および研究への貢献を査定する。

リハビリテーション科学研究科の特色

本研究科では、次の3分野を教育・研究の柱としている。また、学際領域としてのリハビリテーション科学を発展させるために、本学の関連諸学問分野（医学・歯学・薬学・看護学・臨床福祉学・臨床心理学）との有機的な連携を図りながら教育・研究を推進していく。

1) 生体構造機能・病態解析学分野

理学療法や作業療法をはじめとするリハビリテーションの科学的基盤となる分野である。ヒトの正常な生体構造・機能や各種疾患に起因する生体構造・機能の変化とそのメカニズムを主な研究テーマとする。本分野には、解剖学、身体運動科学、運動・動作解析学の専門領域を置いている。リハビリテーションの科学的基盤となる医科学に関する最新知見を学習し、修得した専門知識と技術を活用しながら臨床課題を解決できる人材を育成する。

2) リハビリテーション治療学分野

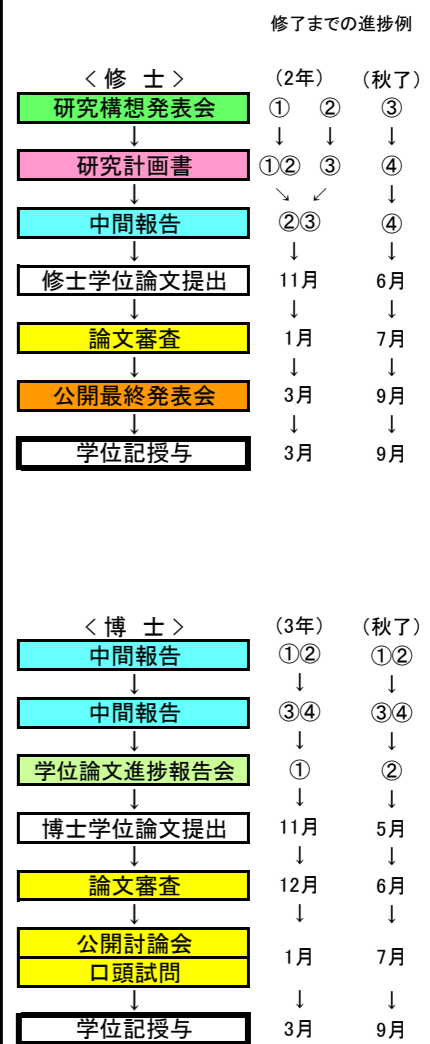
各種障害に対するリハビリテーションの治療介入を主な研究テーマとする。本分野には、内部障害リハビリテーション、運動障害リハビリテーション、発達障害リハビリテーション、精神障害リハビリテーションの専門領域を設けている。各種障害に対するリハビリテーションの最新知見をもとに学習し、臨床現場において適切な障害評価と原因を追求できる、さらには科学的根拠に基づいたリハビリテーション治療介入を展開できる人材を育成する。

3) 地域健康生活支援学分野

地域社会において障害（児）者や高齢者が健康で主体的な生活を営んでいくための支援策を主な研究テーマとする。本分野には、作業行動学と地域生活支援学の専門領域を置いている。障害（児）者の日常生活活動への支援や高齢者の健康増進への取り組み等について学習し、医療のみならず保健や福祉の現場で対象者の生活を支援できる人材を育成する。

2021年度 リハビリテーション科学研究科教務日程

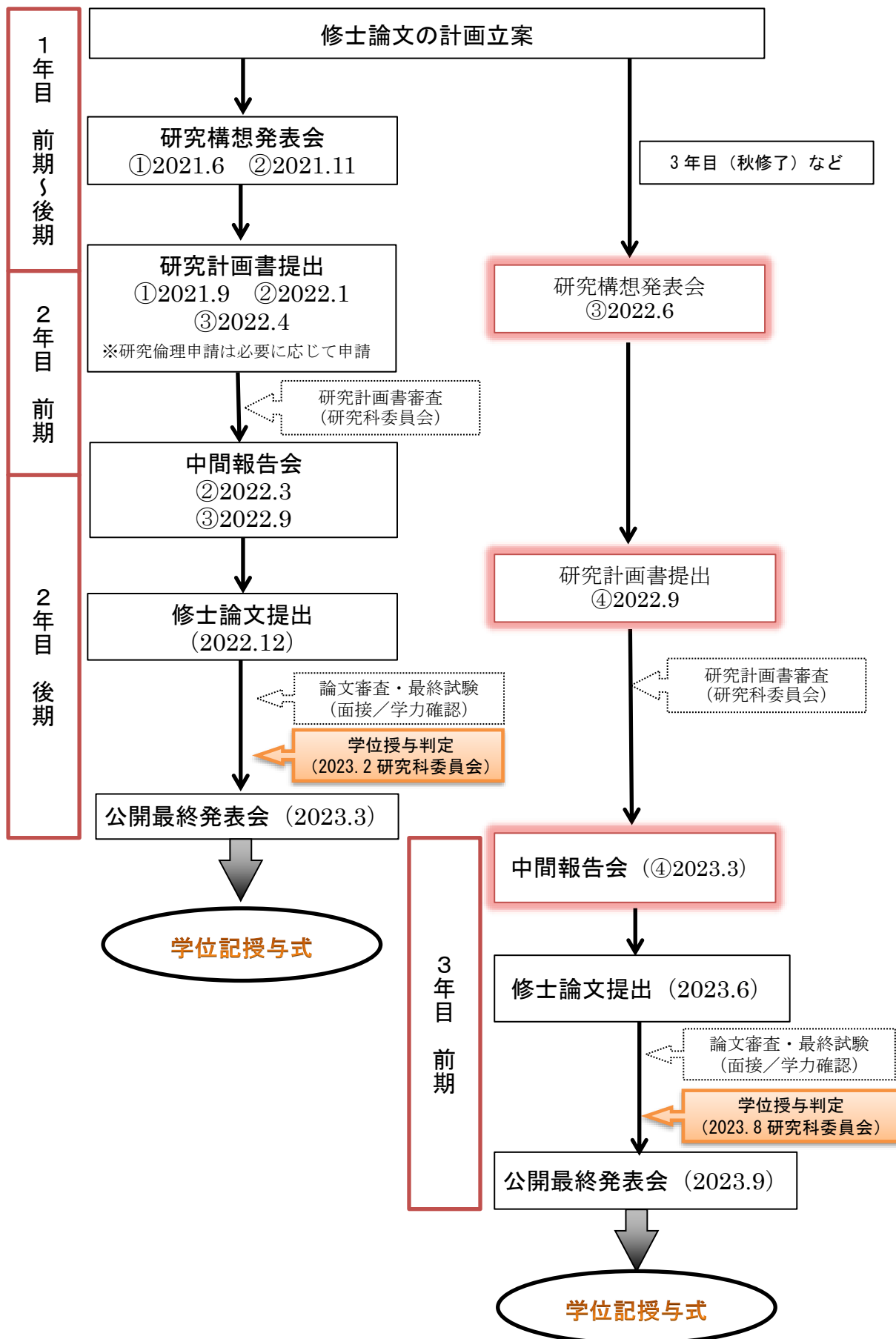
年	日							教務内容												関連行事							
	日	月	火	水	木	金	土	修士・博士 第1学年		M1	D1	修士・博士 第2学年			M2	M秋2	D2	修士秋修了 博士 第3学年			M秋了	D3	D秋3	博士秋修了		D秋了	
4	4	5	6	7	8	9	10	ガイダンス 4/2																			入学式 4/10
	11	12	13	14	15	16	17	前期授業開始 4/7																			健康診断 4/26~5/7
	18	19	20	21	22	23	24																				
	25	26	27	28	29	30																					
5	2	3	4	5	6	7	8																				
	9	10	11	12	13	14	15	研究構想発表会① 【申込み締切】 5/17																		交通安全講習会(春) 5/21 防災訓練 中止	
	16	17	18	19	20	21	22																				
	23	24	25	26	27	28	29																				
6	6	7	8	9	10	11	12																				
	13	14	15	16	17	18	19																				
	20	21	22	23	24	25	26																				
	27	28	29	30				研究構想発表会① 6/27																			九十九祭 6/19~20予定 *振替休講日(九十九祭) 6/21
7	4	5	6	7	8	9	10																				
	11	12	13	14	15	16	17	中間報告会① 【申込み締切】 7/16																			
	18	19	20	21	22	23	24																				
	25	26	27	28	29	30	31																				
8	1	2	3	4	5	6	7																				
	8	9	10	11	12	13	14	夏期休業 8/5~16																		海外語学研修 *大学夏期休業 8/11~16	
	15	16	17	18	19	20	21																				
	22	23	24	25	26	27	28																				
9	5	6	7	8	9	10	11	中間報告会① 9/5																			
	12	13	14	15	16	17	18	研究計画書提出① 9/17																			
	19	20	21	22	23	24	25																				
	26	27	28	29	30			前期授業終了 9/30																			学位記授与式 9/下旬予定 前期授業終了 9/30
10	3	4	5	6	7	8	9																				
	10	11	12	13	14	15	16	後期授業開始 10/1																			
	17	18	19	20	21	22	23	研究構想発表会② 【申込み締切】 10/15																		開学記念日 10/10 *振替休講日(開学記念日) 10/11 地区別懇談会 博士前期(修)第1回入試 10/中旬 総合型選抜	
	24	25	26	27	28	29	30																				
11	7	8	9	10	11	12	13																				
	14	15	16	17	18	19	20																				
	21	22	23	24	25	26	27																				
	28	29	30					研究構想発表会② 11/28																			交通安全講習会(秋) 11/19 *学校推薦型選抜
12	5	6	7	8	9	10	11																				
	12	13	14	15	16	17	18																				
	19	20	21	22	23	24	25																				
	26	27	28	29	30	31		冬期休業 12/23~1/5																			大学冬期休業 12/29~1/5
1	2	3	4	5	6	7	8																				
	9	10	11	12	13	14	15	研究計画書提出② 1/17																			
	16	17	18	19	20	21	22	中間報告会② 【申込み締切】 1/21																			
	23	24	25	26	27	28	29																				
2	6	7	8	9	10	11	12																				
	13	14	15	16	17	18	19																				
	20	21	22	23	24	25	26																				
	27	28																									
3	6	7	8	9	10	11	12	中間報告会② 3/6																			
	13	14	15	16	17	18	19																				
	20	21	22	23	24	25	26																				
	27	28	29	30	31			後期授業終了 3/31																			学位記・卒業証書授与式 3/中旬 後期B入試



※修了までの進捗状況は、個々人で異なります。

は、休日(祝祭日・振替休日等含む)
は、夏期・冬期大学休業日

1. 修士学位取得までのプロセス（基本）



2. 修士学位申請等の手続きから学位取得までのスケジュール

期 日	学位申請者(大学院生)手続き等 [提出書類]	指導教員/審査委員会	研究科委員会	リハビリテーション科学課	学位規程
事前確認	論文作成要領の確認: 大学院履修要項 学位申請関係書類等の確認: i-Portal	論文作成指導			
12月中旬 まで	論文審査願提出の承認 <--> 論文審査願提出(本人): リハビリテーション科学課窓口17:00迄 学位規程施行細則第2条 ①学位論文審査願 ②学位論文4部 ③学位論文要旨25部 ④履歴書	論文審査願提出の承認		○論文審査願受付 審議書 論文受理・審査付託	
12月中旬			◎論文要旨確認 <-->	○論文要旨事前配付	
1月中旬			◎資格確認 ◎論文受理の可決定 ◎審査委員会委員の 選出ならびに決定 (主査1名、副査2名以上) ※審査委員会日程は 委員会に一任	○審査用論文配布	第6条 学位論文の受理 第7条 審査委員会
1月下旬	審査委員の指導に基づく <--> 論文の一部修正 ↓ 論文修正概要(新旧対照表4部) 修正を反映した論文4部 提出	審査用論文確認 <--> ↓ 論文審査日程決定 学位論文審査開始 ↓ 論文の一部修正指導 ↓ 論文修正概要の確認		○論文審査日程確認	
2月上旬	面接審査・最終試験 <--> (学力の確認)	面接審査・最終試験 (学力の確認) ↓ 審査報告書提出		○審査報告書取りまとめ	第8条 審査、最終試験 及び学力の確認
2月中旬 (臨時)			◎学位論文審査報告 ◎学位授与の可否決定	○学位認定報告書	第10条 審査委員会報告 第11条 研究科委員会審議
2月中旬				○学長の認証手続き 審議書学位認定	第14条 修士が学位の授与
2月下旬				○審査結果の通知	
3月上旬		公開最終発表会			
学位記 授与式まで	全ての修正が完了した最終版の 論文提出(4部)			受領	
3月下旬		学位記授与式			

2. 修士学位申請等の手続きから学位取得までのスケジュール(秋卒)

期 日	学位申請者(大学院生)手続き等 [提出書類]	指導教員/審査委員会	研究科委員会	リハビリテーション科学課	学位規程
事前確認	論文作成要領の確認: 大学院履修要項 学位申請関係書類等の確認: i-Portal	論文作成指導			
6月中旬 まで	論文審査願提出の承認 <--> 論文審査願提出(本人): リハビリテーション科学課窓口17:00迄 学位規程施行細則第2条 ①学位論文審査願 ②学位論文4部 ③学位論文要旨25部 ④履歴書	論文審査願提出の承認		○論文審査願受付	審議書 論文受理・審査付託
6月中旬			◎論文要旨確認 <-->	○論文要旨事前配付	
7月中旬			◎資格確認 ◎論文受理の可決定 ◎審査委員会委員の 選出ならびに決定 (主査1名、副査2名以上) ※審査委員会日程は 委員会に一任	○審査用論文配布	第6条 学位論文の受理 第7条 審査委員会
7月下旬	審査委員の指導に基づく <--> 論文の一部修正 ↓ 論文修正概要(新旧対照表4部) 修正を反映した論文4部 提出	論文審査日程決定 学位論文審査開始 ↓ 論文の一部修正指導 ↓ 論文修正概要の確認		○論文審査日程確認	
8月上旬	面接審査・最終試験 <--> (学力の確認)	面接審査・最終試験 (学力の確認) ↓ 審査報告書提出		○審査報告書取りまとめ	第8条 審査、最終試験 及び学力の確認
8月中旬 (臨時)			◎学位論文審査報告 ◎学位授与の可否決定		第10条 審査委員会報告 第11条 研究科委員会審議
8月中旬				○学位認定報告書 ↓ ○学長の認証手続き	第14条 修士の学位の授与 審議書学位認定
8月下旬				○審査結果の通知	
9月上旬		公開最終発表会			
学位記 授与式まで	全ての修正が完了した最終版の 論文提出(4部)			受領	
9月下旬		学位記授与式			

3. 履修登録

修士課程2年間で履修する科目は、1年次に一括登録します。

指導教員と相談の上、専攻分野の論文作成等に必要科目の履修計画にそって、指定の期日までに履修登録を行ってください。

なお、履修登録には指導教員の承認(署名・捺印)が必要です。

提出時期は以下の通りです。

◎1年次/4月下旬(日時の詳細は別途指定)

4. 研究構想発表会、研究計画書の提出、中間報告会および公開最終発表会

研究構想発表会

研究テーマおよび研究計画の設定に関する中間発表として、1年次の6月、11月(予定)に「研究構想発表会」を実施します。発表を希望する学生は、5月、10月(発表会の概ね1~2カ月前:期日は別途案内)までに「研究構想発表会申込用紙(別途指定様式)」を記入の上、リハビリテーション科学課へ提出してください。

[開催日] 2021年6月、11月

[場所] 北海道医療大学当別キャンパスまたは札幌サテライトキャンパス

[参加者] 修士課程学生および本学リハビリテーション科学研究科教員は原則として参加する。また本発表会は公開方式にて開催とする。

[内容] 研究テーマおよび研究課題(動機、背景、研究方法などを含む)の設定に関する報告と意見交換

*なお、実施の詳細については、別途お知らせします。

研究計画書の提出および審査

研究構想発表会終了後、「研究計画書」を提出します。

研究計画書は、研究構想発表会終了後、①1年次の9月まで、②1年次の1月まで、③2年次の4月(提出期日は別途案内)までに「研究計画書」および「研究計画書指導申込書」を指定様式により、リハビリテーション科学課へ提出してください。

[期限] 2021年9月、2022年1月、4月

[内容] 研究テーマおよび研究課題(動機、背景、研究方法などを含む)の設定に関する報告とその審査

*なお、実施の詳細については、別途お知らせします。

中間報告会

承認された修士論文研究計画書、研究倫理に基づいて開始された研究課題について、研究の進捗状況を確認するとともに、研究指導教員以外の教員からも論文作成に向けた助言・指導を受けるため、1年次の3月、2年次の9月（予定）に「中間報告会」を実施します。発表を希望する学生は、1月、7月（発表会の概ね1～2カ月前：詳細な期日は別途案内）に「中間報告会申込用紙（別途指定様式）」と、倫理審査を申請した研究に関しては「研究倫理に対する確認書」を、リハビリテーション科学課へ提出してください。

- [開催日] 2022年3月、9月
[場 所] 北海道医療大学当別キャンパスまたは札幌サテライトキャンパス
[参加者] 修士課程学生および本学リハビリテーション科学研究科教員は原則として参加する。また本発表会は公開方式にて開催とする。
[内 容] 研究課題の進捗状況の報告および意見交換を行う。当日配布資料がある場合は各自で用意すること。

*なお、実施の詳細については、別途お知らせします。

公開最終発表会（修士論文発表会）

修士学位論文を提出し、審査委員会による審査を終了した研究課題について、公開にて最終発表会を行います。修了予定者は必ず発表してください。

- [開催日] 2023年3月
[場 所] 北海道医療大学当別キャンパスまたは札幌サテライトキャンパス
[参加者] 修士課程学生および本学リハビリテーション科学研究科教員は原則として参加する。また本発表会は公開方式にて開催とする。
[目 的] 完成した修士学位論文の最終発表を行う。当日配布資料がある場合は各自で用意すること。

*なお、実施の詳細については、別途お知らせします。

5. 修士学位申請手続き

- 1) 配付書類
 - (1) 学位論文審査願
 - (2) 履歴書

- 2) 書類作成

「学位論文審査願」および「履歴書」を新たに作成する場合は、所定の様式に従ってください。（様式の変更は認めません。）

「学位論文審査願」には、指導教員の署名・押印[指導教員承認欄]を必ず受けてください。上記の署名・押印がないものは、受理できません。

この場合、学位申請が認められませんので留意してください。

3) 提出書類

- (1) 学位論文審査願 1 通
- (2) 学位論文 4 部※
- (3) 学位論文要旨 25 部
- (4) 履歴書 1 通

※学位論文の提出部数は、正本(原本)1部、審査用(審査委員/主査1, 副査2)3部、計4部です。但し、副査の人数が2名を超える場合には、人数に応じて増部となります。

4) 提出期限および提出先

- (1) 提出期限: 12月中旬(日時の詳細は別途指定)
- (2) 提出場所: リハビリテーション科学課

5) 学位論文の一部修正

提出後の学位論文の一部修正は、審査委員(主査・副査)の指導に基づき以下の通りの取り扱いとなります。なお、論文提出者が任意に論文の修正・差し替えを行えるものではありませんので、留意してください。

- (1) **修正前後の対照表(正誤表形式)**を作成し、リハビリテーション科学課に提出。
 - ・提出期限: 2023年2月上旬(日時の詳細は審査委員より別途指定)
 - ・提出部数: 対照表(正誤表形式) 4部、修正を反映した学位論文 4部
- (2) **本文・資料等、全ての修正を完了した最終版の論文一式**をリハビリテーション科学課に提出。
 - ・提出期間: 「修士論文発表会(公開最終発表会)」終了後から学位記授与式当日まで
 - ・提出部数: 4部

※当初提出の論文(正本/原本)を一括して修正版(本文・資料等のみ)に差し替えます。
<表紙ファイルの提出不要>

***そのほか、修正の詳細は審査委員(主査・副査)の指導による。**

6) 面接審査・最終試験

面接審査・最終試験の日程・場所等については、審査委員より別途指示されます。

7) 学位論文審査結果

学位授与認定者については、大学院掲示板に学生番号を発表するとともに、審査結果を3月上旬に本人宛文書にて通知します。

8) 修士論文発表会(公開最終発表会)

学位申請者を発表者として、研究発表会を実施します。なお、実施要領等詳細については、別途通知されます。

6. 修士学位論文の作成様式

修士学位論文の作成様式については、次のとおり取り扱うこととする。

1) 論文要旨

(1) 論文要旨の様式については、「様式1. 論文要旨様式」に従う。

(2) 本文の字数は1,600字程度とする。

※「7. 修士学位論文作成マニュアル」の4)(2)要旨(和文:400字以内,英文:200~250語)とは、別に作成するものです。

2) 学位論文

(1) A4版(縦置き,横書き)に記し,A4版のフラットファイル(縦型,左横綴じ)に綴じる。

(2) 学位論文表紙の論文題目は,日本語表記とともにその英語表記を付す(様式2. 学位論文・題目表紙様式)。

(3) ファイルの表紙には論文題目(日本語表記),研究科名,分野名,氏名を記し,背表紙には論文題目(日本語表記)と氏名を記す(様式3. フラットファイル表紙・背表紙様式)。

(4) 論文の体裁は,「7. 学位論文作成マニュアル」に従う。

7. 修士学位論文作成マニュアル

北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科における学位論文作成に関する手引きとして、以下に要点を示す。

1) 用紙設定

用紙サイズは A4 版（幅 210mm，高さ 297mm）とする。

2) 本文の設定

- (1) 縦置き横書き。
- (2) 40 字×30 行（1200 字）。
- (3) 文字フォント 日本語（MS 明朝），英数字（Times）標準，10.5 ポイント。
数字，アルファベットは半角。
- (4) 余白 上下左右 30 mm。

3) 製本の形態

- (1) 左綴じ・片面印刷。
- (2) 表紙は指定の様式を使用する。
- (3) フラットファイルに綴じる。
- (4) 保存公開のための製本については，別途統一した仕様とする。

4) 論文の構成

- (1) 題目表紙（指定様式）
- (2) 要旨（和文：400 字以内，英文：200～250 語）
- (3) キーワード（5 つまで）
- (4) 目次（目次，表目次，図目次，付録目次）
- (5) 略語
- (6) 本文

序論（序，諸言，はじめになど），方法，結果，考察，結論（結語，結び，おわりになど）が明らかになるように書く。

(7) 謝辞

唯一個人的な内容を記入することが出来る箇所である。指導教員や仲間，家族などに対する感謝の意などを記す。

(8) 引用文献

ア. 引用・転載について

論文作成にあたっては，著作権についての配慮を行う。論文中に他の著作物からの引用を行うときには，その出典を明記する。また，引用の範囲を超えた「転載」には，著作権者やその著作物の出版社の許諾が必要である。論文が掲載されるために必要となる「転載」についての手続きは，筆者が責任を持つ。

イ. 文献の記載様式

文献は，本文中での引用順に記載し，通し番号をふる。本文中の引用箇所には上付き数字で文献番号（1¹，2²，1³）を記す。文献の省略名は原則として **Index**

Medicus に従い、引用文献の全著者名を記載する。和文誌の引用については、略語は使用しない。

(9) 図・表

- ア. 図・写真は、鮮明でそのまま製版できるものを準備する。カラー印刷を希望する場合は、各自の責任を持って印刷する。
- イ. 図・表は、それぞれを A4 版 1 枚に印刷する。
- ウ. 図・表のすべてに表題（表は上に、図は下につける）を記し、適切な説明をつける。

(10) 付録

- ア. appendix として、付記する資料を巻末に整理する。
- イ. 本文と同様の要領でフッターを作成する。目次にはページ番号をつけずに付録の最初の頁より 1 を付し、付録の最後のページを最終とする。

5) 本文中の文献引用

本文中に文献を引用する場合は、以下のように示す。

示し方・例示

●雑誌

論文全著者名（発行西暦）. 論文タイトル. 雑誌名, 巻(号)数, 頁-頁.

和文献

例) 秋庭保夫, 石田暉, 村上恵一, 相沢茂, 生腰喬二 (1994). 上部脊髄損傷患者の消化管合併症に対する消化管機能検査と内視鏡検査による検討. リハビリテーション医学, 31(3), 178-183.

欧文献

- 人名は、姓, 名, ミドルネームの順に記載する。姓の後に半角スペースを取り, 名とミドルネームはイニシャルにし, 各々半角スペースをあける。
 - 論文タイトルとサブタイトルは, 最初の文字のみ大文字にする。
- 例) Kreutzer J S, Marwitz J H, Seel R, Serio D (1996). Validation of a neurobehavioral functioning inventory for adults with traumatic brain injury. Arch Phys Med Rehabil, 77(3), 116-124.

●書籍

書籍著者名または編集者（発行西暦）. 書籍タイトル. 出版地：出版社, 引用頁.

和文献

例) 中村隆一, 斉藤宏 (1987). 基礎運動学 第3版. 東京：医歯薬出, 85-102.

欧文献

例) Downey J A, Myers S J, Gonzalez E G (1994). The physiological basis of rehabilitation medicine. 2nd Ed, Boston: Butterworth-Heinemann, 12-35.

●書籍の章（一部）

章担当著者名（発行西暦）. 章のタイトル. 編集者名(編), 書籍のタイトル（章の該当頁）. 出版地：出版社.

和文献

例) 米倉豊子 (1978). 内科的疾患に対する作業療法. 原武郎, 鈴木明子 (編), 作業療法各論 (393-406). 東京: 医歯薬出版.

欧文献

- 欧文の場合は, 編集者の前に *In* (イタリック体) を書く.
- 編集者名の後に (Ed.) をつけ, 複数の編集者がいる場合には (Eds.) とする.

例) Liu M, Ishigami S (1996). Toward future research. *In* Chino N, Melvin JL (Eds.), Functional evaluation of stroke patients (125-142). Tokyo: Springer Verlag.

● 翻訳書

原著者名 (原著発行西暦). 原著タイトル. 原著出版地: 原著出版社. [翻訳者名. 翻訳書タイトル. 翻訳出版地: 翻訳出版社, (翻訳発行西暦), 引用頁.]

例) Andreasen N C (1984). The broken brain: The biological revolution in psychiatry. Tokyo: Harper & Row. [岡崎祐士, 安西信雄, 斎藤治, 福田正人訳. 故障した脳 脳から心の病をみる. 東京: 紀伊国屋書店, (1986), 15-27.]

● 電子資料 (インターネットからの引用)

作者名 (発行西暦). 著作物のタイトル, [ソースから検索した年月日], <アドレス>

- 発行西暦は, 引用する資料や論文等が作成された年 (月日) が明示されている場合に記載する.
- Web ページは削除されることがあるので, 資料は印字して保存しておくこと.

例) 内閣府自殺対策推進室 (2013). 警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等. [March 4, 2013], <<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/toukei/pdf/saishin.pdf>>

6) 文章表現

- (1) 現代かなづかいを用い, 日本語は全角文字, 英語は半角文字と半角スペースを用いる. 数字は算用数字 (半角) を用いる. 数量は国際単位系 (SI 単位) 記号を用いる (例 ; m, cm, mm, ml, kg, cm² など).
- (2) 外国人の人名には原語を用いる.
- (3) 原則として日本語の学術用語は「日本医学会医学用語辞典 (日本医学会)」「リハビリテーション医学用語集 (日本リハビリテーション医学会)」に, 英語は *Index Medicus* に従う.
- (4) 句読点は「,」「.」を用いる.

7) 見出しとフッター

- (1) 見出しは, I-1-1-(1)の順に細分化させる.
- (2) フッターは, 下中央にページ番号を記す. 目次にはページ番号をつけず, 本文の最初の頁より 1 を付し, 文献の最後のページを最終とする.

様式1. 論文要旨様式

要旨本文の文字数は、1,600字程度とする。

**20XX年度 リハビリテーション科学研究科修士課程学位論文要旨
(中央揃え, MSゴシック, ボールド, 12ポイント)**

(中央揃え, MS明朝, 10.5ポイント)

学位論文題名

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ~○○○○○○○○○○○○○○○○○○~

○○○○○分野

学籍番号:○○○○○ 氏名:○○○○ (指導教員:○○○○教授)

(以下, 横50字×縦44行, MS明朝, 10ポイント)

【序論】

○○○・…………

【目的】

○○○・…………

【方法】

○○○・…………

【結果】

○○○・…………

【考察】

○○○・…………

【結論】

○○○・…………

<備考>

※用紙はA4判の上質紙とする。

※余白は上下15mm, 左右15mmとする。

上記を見本とし, 大幅に逸脱することがないように作成すること。

様式2. 学位論文・題目表紙様式

論文題目（日本語表記，中央揃え，MS 明朝，14 ポイント）

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・○○○

論文題目（英語表記，中央揃え，Times，12 ポイント）

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・○○○

（中央揃え，MS 明朝，12 ポイント）

20XX 年度

北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学専攻

○○分野 氏名○○○○

<備考>

※用紙は A4 判の上質紙とする。

※余白は上下 70 mm，左右 30 mmとする。

上記を見本とし，大幅に逸脱することがないように作成すること。

様式3. フラットファイル表紙・背表紙様式

下記の要領で表紙・上部, 表紙・下部, 背表紙を作成しフラットファイルに貼付ける.

・フラットファイル表紙・上部 (横 136 mm, 縦 38 mm)

(日本語表記, 中央揃え, MS 明朝, 14 ポイント) 論文題目 ○○○ ○○○
--

・フラットファイル表紙・下部 (横 136 mm, 縦 38 mm)

(中央揃え, MS 明朝, 12 ポイント) 20XX 年度 北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 ○○分野 氏名○○○○

・フラットファイル・背表紙 (横 10 mm, 縦 230 mm : MS 明朝, 12 ポイント)

論 文 題 目 x x x x x の 考 察 氏 名 医 療 大 吉
--

8. 修士学位論文の審査基準・評価方法

審査基準

- 1) 当該研究領域における既存の研究背景の理解
 - ・ 先行研究や関連研究に関する情報収集が充分行われている
 - ・ 先行研究や関連研究の理解が適切に行われている
 - ・ 明確な問題意識・問題設定が提示されている
- 2) 研究の目的・課題の明確性およびオリジナリティ
 - ・ 研究の目的および取り組むべき課題が明確に提示されている
設定した課題が、当該研究領域において十分な独創性（オリジナリティ）、新規性および社会的有用性を有している
- 3) 適切な研究方法の設定
 - ・ 研究課題に対して適切な研究方法（調査方法、実験方法、論証方法、データの解析など）が採用・実行されている
 - ・ 収集した資料やデータの取り扱いが適切である
 - ・ 研究対象について十分な倫理的配慮がなされている
- 4) 適切な研究結果の提示
 - ・ 研究方法に基づいた分析結果が適切に提示されている
 - ・ 図表の構成が適切である
- 5) 事実（研究結果）に基づいた考察
 - ・ 分析結果の解釈が妥当である
 - ・ 事実（研究結果）に基づき、適切な考察がなされている
 - ・ 過大な推論を展開していない
- 6) 一貫した論理展開の提示
 - ・ 研究課題に対して一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導出されている
- 7) 体裁
 - ・ 論文が規定の様式に沿っている
 - ・ 先行研究や関連研究の引用が適切になされている
 - ・ 注記等が適切に提示されている

評価方法

- 1) 上記の審査基準を基に、修士論文を以下の4段階で評価する。
 - A：優れた論文である
 - B：おおむね良好な論文である
 - C：不十分な点はあるが、修士論文として認定しうる
 - D：修士論文としての水準に到達していない
- 2) 主査（1名）、副査（2名以上）が別々に評価を行い、その結果を主査に提出する。
- 3) 主査はこれを参考に「学位論文審査並びに最終試験結果報告書」を作成する。

9. 修士学位論文研究計画書（様式）

リハビリテーション科学研究科 修士学位論文研究計画書

年 月 日 提出

学生氏名		学生番号	
所属	専攻分野	指導教員	印
研究課題名			
キーワード (5個以内)			

- * 研究計画書の作成にあたり、ページ数制限は設けません。
- * 研究計画書に新たな項目を加えることはできません。
- * 図表を含めてもよいので、わかりやすく記述してください。
- * 計画書の本文は、明朝体（文字サイズは10-12ポイント）が望ましい。
- * 原本、写しともに、A4版、両面印刷とします。

1. 現在までの研究状況

これまでの研究の背景、問題点、解決策、研究目的、方法、特色と独創的な点について当該分野の重要文献を挙げて記述してください。

2. これからの研究計画

(1) 研究の背景

1. で述べた研究状況を踏まえ、これからの研究計画の背景、問題点、研究の意義、解決すべき点、着想に至った経緯等について参考文献を挙げて記入してください。

(2) 研究目的・内容

- ① 研究目的、研究仮説、研究方法、研究内容について記述してください。
- ② どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのか、具体的に記入してください。
- ③ 共同研究の場合には、申請者が担当する部分を明らかにしてください。

(3) 研究の特色・独創的な点

- ① これまでの先行研究等があれば、それらと比較して、本研究の特色、着眼点、独創的な点
- ② 国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、意義
- ③ 本研究が完成したとき予想されるインパクト及び将来の見通し

(4) 人権の保護及び法令等の遵守への対応

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのか記述してください。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

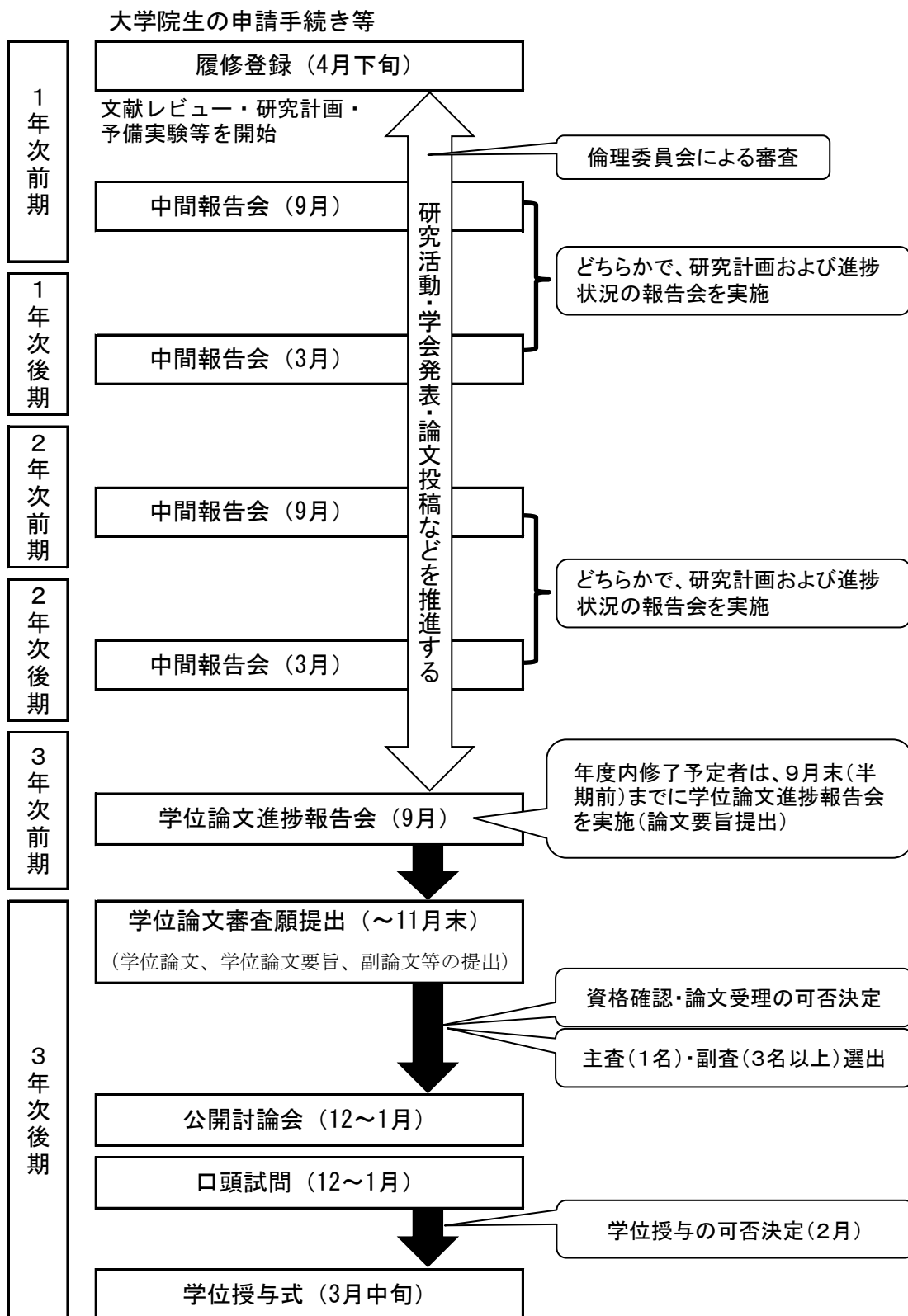
3. 用語の定義

当該研究分野において使用される用語について、特に定義付けが必要となる専門用語があれば記載してください。なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

4. 引用文献・参考文献

本研究計画書において用いた引用文献および参考文献を記載してください。様式はリハビリテーション科学研究科学学位論文作成マニュアルの表記に従ってください。

1. 博士学位取得までのプロセス（基本）



2. 博士学位申請等の手続きから学位取得までのスケジュール

学年・期日	学位申請者(大学院生) 手続き等	提出書類 / 関係規程等	指導教員 / 審査委員会	研究科委員会	リハビリテーション 科学課
【1年次】					
4月下旬	履修登録	履修届	研究計画の承認		履修届受付
7月中旬	中間報告会申込				中間報告会申込受付
8~9月	中間報告会	発表資料 50部			
1月中旬	中間報告会申込				中間報告会申込受付
2~3月	中間報告会	発表資料 50部			
【2年次】					
7月末	中間報告会申込				中間報告会申込受付
8~9月	中間報告会	発表資料 50部			
1月末	中間報告会申込				中間報告会申込受付
2~3月	中間報告会	発表資料 50部			
【3年次】					
5~8月	学位論文進捗報告会 申込手続き	論文要旨 25部			学位論文進捗報告会申込受付 研究科委員へ論文要旨配付
6~9月	学位論文進捗報告会 (公開)	発表資料 50部			
11月中旬	学位論文審査願提出 本人がリハ課窓口 提出(17:00まで)	①学位論文審査願 ②学位論文 5部 ③論文要旨 25部 ④論文目録 5部 ⑤副論文 5部 ⑥⑤の共著者承諾書 1通 ⑦倫理審査承諾書(写)1通 ⑧履歴書 1通 ⑨論文審査料 50,000円 学位規程施行細則第4条			学位論文審査願受付 研究科委員へ論文要旨配付
12月初旬		学位規程第6条 学位規程第7条		資格確認 論文受理の可否決定 審査委員会委員の選出 (主査1名、副査3名以上) *審査日程は審査委 員会に一任	
			論文審査日程の決定 学位論文審査開始 ↓		論文審査日程の通知 審査委員へ審査論文配付
	審査委員の修正指導に 基づく論文修正	学位規程第10条2	論文の一部修正指導 *著しく不良の場合は 学力の確認は行わない		
12月下旬 ~1月下旬	論文修正概要(新旧対照表) 提出期限 公開討論会 口頭試問 (学力の確認)	論文修正概要(新旧対照表) 学位規程第8条 学位規程第10条	↓ 公開討論会 口頭試問 (学力の確認) ↓ 審査報告書の提出(1月末)		論文修正概要の受付
2月初旬		学位規程第11条		学位論文審査結果報告 学位授与の可否決定	
2月中旬		学位規程第15条			学長の認証手続き 審査結果の通知
3月下旬	学位授与式				
学位授与後 3ヶ月以内	学位論文要旨の提出 (提出先:リハ課)	PDFファイル 学位規程第16条 学位規程第21条			学位論文要旨の受付 学術リポジトリに登録 学位授与報告書の提出(文部科学大臣)
学位授与後 1年以内	学位論文の提出 (提出先:リハ課)	PDFファイル 学位規程第17条			学位論文の受付

3. 履修登録

博士課程3年間で履修する科目は、1年次に一括して登録します。

指導教員と相談の上、専攻分野の論文作成等に必要科目の履修計画にそって、指定の期日までに履修登録を行ってください。

なお、履修登録には指導教員の承認（署名・押印）が必要です。

提出時期は以下の通りです。

- ◎ 1年次：4月下旬（日時の詳細は別途指定、提出先：リハビリテーション科学課）
- ◎ 2年時以後の学生で、当初の履修登録から変更が生じる学生は、履修登録変更届を提出のこと。

4. 中間報告会、学位論文進捗報告会

中間報告会

研究計画、研究倫理、研究の進捗状況を確認するとともに、指導教員以外の教員から論文作成に向けた助言・指導を受けるため、1年次と2年次に中間報告会を実施します。各年次1回以上中間報告をしてください。中間報告会は前期と後期に各1回、年間2回（9月、3月）開催します。報告を希望する学生は、申込期日（7月、1月：報告会の概ね2カ月前：詳細は別途案内）までに「中間報告会申込用紙（別途指定様式）」を記入の上、リハビリテーション科学課へ提出してください。なお、2回目の中間報告会においては「中間報告会申込用紙（別途指定様式）」と倫理審査を申請した研究に関しては、「研究倫理に対する確認書」の提出が必要です。

[開催時期] 各学年9月、3月

[場 所] 北海道医療大学当別キャンパスまたは札幌サテライトキャンパス

[参加者] 博士課程学生および本学リハビリテーション科学研究科教員は原則として参加する。本報告会は、公開方式にて開催とする。

[内 容] 研究計画の報告とその進捗状況などについて報告し、意見交換を行う。当日配布資料がある場合は各自で用意すること。

*実施の詳細については、別途お知らせします。

学位論文進捗報告会

博士課程の学生で、博士論文の提出を予定している学生は、修了予定の半期前まで（3月修了の場合は前年9月末まで）に学位論文進捗報告会を実施し、審査を受けなければなりません。報告を希望する学生は、期日（報告会の概ね2カ月前：詳細な別途案内）までに「学位論文進捗報告会申込用紙（別途指定）」、「学位論文要旨」を記入の上、リハビリテーション科学課へ提出してください。

[開催時期] 2023年9月（9月修了の場合は2024年3月）

[場 所] 北海道医療大学当別キャンパスまたは札幌サテライトキャンパス

[参加者] 博士課程学生および本学リハビリテーション科学研究科教員は原則として参加する。本報告会は、公開方式にて開催とする。

[内 容] 提出予定の学位論文の内容を報告し、意見交換を行う。当日配布資料がある場合は各自で用意すること。

[提出書類] 学位論文要旨，副論文（投稿中も含む）

※副論文は「6. 博士学位論文審査申請手続き」の4) 副論文に準じる

*実施の詳細については、別途お知らせします。

5. 博士学位論文審査申請手続き

指導教員の承認，および副論文が必要になります。博士学位論文審査申請は、次の要領で行います。

1) 配付書類

- (1) 学位論文審査願用紙
- (2) 論文目録用紙
- (3) 履歴書用紙
- (4) 博士学位申請手続き等日程

2) 書類作成

「学位論文審査願」，「論文目録」，「履歴書」を新たに作成する場合は，所定の様式に従ってください。（様式の変更は認めません）

提出にあたって，「学位論文審査願」の「指導教員承認欄」に指導教員の署名・押印を必ず受けてください。上記の署名・押印がないものは受理できません。

この場合，学位申請が認められませんので，留意してください。

3) 提出書類

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 学位論文審査願 | 1 通 |
| (2) 学位論文 | 5 部 * |
| (3) 学位論文要旨 | 25 部 |
| (4) 論文目録 | 5 部 |
| (5) 副論文 | 各 5 部 |
| (6) (5) の共著者承諾書 | 各 1 通 |
| (7) 倫理審査承諾書の写し | 各 1 通 |
| (8) 履歴書 | 1 通 |
| (9) 論文審査料 | 50, 000 円 |

*学位論文の提出部数は，正本（原本）1 部，審査用（審査委員／主査 1，副査 3 名）4 部，計 5 部です。ただし，副査の人数が増加した場合は，人数に応じて増部となります。

4) 副論文

博士学位の申請には、下記の条件による副論文が必要になります。

【学位規程施行細則第4条第2項】

- (1) 学位論文の基礎となる副論文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表された論文、または掲載許可の証明がある論文とする。これらの副論文は、筆頭者として1編以上あることが必要である。(国際雑誌の場合は1編以上、国内雑誌の場合は2編以上)
- (2) 共著である副論文は、学位申請者以外の共著者の承諾を添付しなければならない。

5) 提出期限および提出先

- (1) 提出期限：2023年11月末(9月修了の場合は2024年5月)

*日時の詳細は別途指定。

- (2) 「提出場所：リハビリテーション科学課

6) 学位論文の一部修正

提出後の学位論文の一部修正は、審査委員(主査・副査)の指導に基づき以下の通りの取り扱いとなります。なお、論文提出者が任意に論文の修正・差し替えを行えるものではありませんので、留意してください。

- (1) 修正前後の対照表(正誤表形式)を作成し、リハビリテーション科学課に提出。
 - ・提出期限：2024年1月末(9月修了の場合は2024年7月末)(日時の詳細は審査委員より指定)
 - ・提出部数：対照表(正誤表形式) 5部
- (2) 本文・資料等、全ての修正を完了した最終版の論文一式をリハビリテーション科学課に提出。
 - ・提出期限：2024年2月中旬(9月修了の場合は2024年8月中旬)(日時の詳細は別途指定)
 - ・提出部数：5部

*当初提出の論文(正本/原本)を一括して修正版(本文・資料などのみ)に差し替えます。<表紙ファイルの提出不要>

*そのほか、修正の詳細は、審査委員(主査・副査)の指導による。

7) 公開討論会

博士学位論文審査申請者を発表者として、博士論文公開討論会を開催します。公開討論会の実施要領等詳細については、別途通知します。公開討論会において当日配布資料がある場合には各自用意すること。

8) 口頭試問

口頭試問を行います。口頭試問の日程・場所等については、審査委員より別途指定されます。

9) 学位論文審査結果

学位授与認定者については、大学院掲示板に学生番号を掲示します。また、2024年2月下旬(9月修了の場合は2024年8月下旬)に本人宛文書にて通知します。

6. 博士学位論文の作成様式

博士学位論文の作成様式については、次の通り取り扱うこととする。

1) 論文要旨

- (1) 論文要旨の様式については、「様式 1. 論文要旨様式」に従う。
- (2) 本文の字数は、1,600 字程度とする。
※「7. 博士学位論文作成マニュアル」の 4) (2) 要旨（和文：400 字以内，英文：200～250 語）とは、別に作成するものです。

2) 学位論文

- (1) A4 版（縦置き，横書き）に記し，A4 版のフラットファイル（縦型，左横綴じ）に綴じる。
- (2) 学位論文表紙の論文題目は，日本語表記とともにその英語表記を付す（様式 2. 学位論文・題目表紙様式）。
- (3) ファイルの表紙には論文題目（日本語表記），研究科名，分野，氏名を記し，背表紙には論文題目（日本語表記）と氏名を記す（様式 3. フラットファイル表紙・背表紙様式）。
- (4) 論文の体裁は，「8. 博士学位論文作成マニュアル」に従う。

7. 博士学位論文作成マニュアル

北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科における学位論文作成に関する手引きとして、以下に要点を示す。

1) 用紙設定

用紙サイズはA4版（幅210mm，高さ297mm）とする。

2) 本文の設定

- (1) 縦置き横書き。
- (2) 40字×30行（1200字）。
- (3) 文字フォント 日本語（MS明朝），英数字（Times）標準，10.5ポイント。
数字，アルファベットは半角。
- (4) 余白 上下左右30mm。

3) 製本の形態

- (1) 左綴じ・片面印刷。
- (2) 表紙は指定の様式を使用する。
- (3) フラットファイルに綴じる。
- (4) 保存公開のための製本については，別途統一した仕様とする。

4) 論文の構成

- (1) 題目表紙（指定様式）
- (2) 要旨（和文：400字以内および英文：200～250語）
英文の要旨は，英文校閲を受けた証明書を添付する。
- (3) キーワード（5つまで）
- (4) 目次（目次，表目次，図目次，付録目次）
- (5) 略語
- (6) 本文
序論（序，緒言，はじめになど），方法，結果，考察，結論（結語，結び，おわりになど）が明らかになるように書く。
- (7) 謝辞
唯一個人的な内容を記入することが出来る箇所である。指導教員や仲間，家族などに対する感謝の意などを記す。
- (8) 引用文献
 - ①引用・転載について
論文作成にあたっては，著作権についての配慮を行う。論文中に他の著作物からの引用を行うときには，その出典を明記する。また，引用の範囲を超えた「転載」には，著作権者やその著作物の出版社の許諾が必要である。論文が掲載されるために必要となる「転載」についての手続きは，筆者が責任を持つ。
 - ②文献の記載様式
文献は，本文中での引用順に記載し，通し番号をふる。本文中の引用箇所には上付き数字で文献番号（¹，²，¹⁻³）を記す。文献の省略名は原則として **Index Medicus** に従い，引用文献の全著者名を記載する。和文誌の引用については，略語は使用しない。

(9) 図・表

- ①図・写真は，鮮明でそのまま製版できるものを準備する．カラー印刷を希望する場合は，各自の責任を持って印刷する．
- ②図・表は，それぞれをA4版1枚に印刷する．
- ③図・表のすべてに表題を記し（表は上に，図は下に），適切な説明をつける．

(10) 付録

- ①appendix として，付記する資料を巻末に整理する．
- ②本文と同様の要領でフッターを作成する．目次にはページ番号をつけずに付録の最初の頁より1を付し，付録の最後のページを最終とする．

5) 本文中の文献引用

本文中に文献を引用する場合は，以下のように示す．

示し方・例示

●雑誌

論文全著者名（発行西暦）．論文タイトル．雑誌名，巻(号)数，頁-頁．

和文献

例) 秋庭保夫，石田暉，村上恵一，相沢茂，生腰喬二 (1994)．上部脊髄損傷患者の消化管合併症に対する消化管機能検査と内視鏡検査による検討．リハビリテーション医学, 31(3), 178-183.

欧文献

- ・ 人名は，姓，名，ミドルネームの順に記載する．姓の後に半角スペースを取り，名とミドルネームはイニシャルにし，各々半角スペースをあける．
- ・ 論文タイトルとサブタイトルは，最初の文字のみ大文字にする．

例) Kreutzer J S, Marwitz J H, Seel R, Serio D (1996). Validation of a neurobehavioral functioning inventory for adults with traumatic brain injury. Arch Phys Med Rehabil, 77(3), 116-124.

●書籍

書籍著者名または編集者（発行西暦）．書籍タイトル．出版地：出版社，引用頁．

和文献

例) 中村隆一，斉藤宏 (1987)．基礎運動学 第3版．東京：医歯薬出，85-102.

欧文献

例) Downey J A, Myers S J, Gonzalez E G (1994). The physiological basis of rehabilitation medicine. 2nd Ed, Boston: Butterworth-Heinemann, 12-35.

●書籍の章（一部）

章担当著者名（発行西暦）．章のタイトル．編集者名(編)，書籍のタイトル（章の該当頁）．出版地：出版社．

和文献

例) 米倉豊子 (1978)．内科的疾患に対する作業療法．原武郎，鈴木明子（編），作業療法各論 (393-406)．東京：医歯薬出版．

欧文献

- ・ 欧文の場合は、編集者の前に *In* (イタリック体) を書く。
- ・ 編集者名の後に (Ed.) をつけ、複数の編集者がいる場合には (Eds.) とする。

例) Liu M, Ishigami S (1996). Toward future research. *In* Chino N, Melvin J L (Eds.), Functional evaluation of stroke patients (125-142). Tokyo: Springer Verlag.

● 翻訳書

原著者名 (原著発行西暦). 原著タイトル. 原著出版地: 原著出版社. [翻訳者名. 翻訳書タイトル. 翻訳出版地: 翻訳出版社, (翻訳発行西暦), 引用頁.]

例) Andreasen N C (1984). The broken brain; The biological revolution in psychiatry. Tokyo: Harper & Row. [岡崎祐士, 安西信雄, 斎藤治, 福田正人訳. 故障した脳 脳から心の病をみる. 東京: 紀伊国屋書店, (1986), 15-27.]

● 電子資料 (インターネットからの引用)

作者名 (発行西暦). 著作物のタイトル, [ソースから検索した年月日], <アドレス>

- ・ 発行西暦は、引用する資料や論文等が作成された年 (月日) が明示されている場合に記載する。
- ・ Web ページは削除されることがあるので、資料は印字して保存しておくこと。

例) 内閣府自殺対策推進室 (2013). 警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等. [March 4, 2013], < <http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/toukei/pdf/saishin.pdf>. >

6) 文章表現

- (1) 現代かなづかいを用い、日本語は全角文字、英語は半角文字と半角スペースを用いる。数字は算用数字 (半角) を用いる。数量は国際単位系 (SI 単位) 記号を用いる (例; m, cm, mm, ml, kg, cm² など)。
- (2) 外国人の人名には原語を用いる。
- (3) 原則として日本語の学術用語は、「日本医学会医学用語辞典 (日本医学会)」「リハビリテーション医学用語集 (日本リハビリテーション医学会)」に、英語は *Index Medicus* に従う。
- (4) 句読点は「,」「.」を用いる。

7) 見出しとフッター

- (1) 見出しは、I-1-1-(1)の順に細分化させる。
- (2) フッターは、下中央にページ番号を記す。目次にはページ番号をつけず、本文の最初の頁より 1 を付し、文献の最後のページを最終とする。

様式1. 論文要旨様式

要旨本文の文字数は、1,600字程度とする。

20XX年度 リハビリテーション科学研究科博士課程学位論文要旨
(中央揃え, MSゴシック, ボールド, 12ポイント)

(中央揃え, MS明朝, 10.5ポイント)

学位論文題名

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ~○○○○○○○○○○○○○○○○○○~

○○○○○分野

学籍番号:○○○○○ 氏名:○○○○○ (指導教員:○○○○○教授)

(以下, 横50字×縦44行, MS明朝, 10ポイント)

【序論】

○○○・…………

【目的】

○○○・…………

【方法】

○○○・…………

【結果】

○○○・…………

【考察】

○○○・…………

【結論】

○○○・…………

<備考>

※用紙はA4判の上質紙とする。

※余白は上下15mm, 左右15mmとする。

上記を見本とし, 大幅に逸脱することがないように作成すること。

様式2. 学位論文・題目表紙様式

論文題目（日本語表記，中央揃え，MS 明朝，14 ポイント）
○○○・・・・・・・・・・・・・・・・○○○

論文題目（英語表記，中央揃え，Times，12 ポイント）
○○○・・・・・・・・・・・・・・・・○○○

（中央揃え，MS 明朝，12 ポイント）
20XX 年度
北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科
リハビリテーション科学専攻
○○分野 氏名○○○○

<備考>

※用紙は A4 判の上質紙とする。

※余白は上下 70 mm，左右 30 mmとする。

上記を見本とし，大幅に逸脱することがないように作成すること。

様式3. フラットファイル表紙・背表紙様式

下記の要領で表紙・上部，表紙・下部，背表紙を作成しフラットファイルに貼付ける。

- ・フラットファイル表紙・上部 (横 136 mm, 縦 38 mm)

(日本語表記, 中央揃え, MS 明朝, 14 ポイント) 論文題目 ○○○ ○○○
--

- ・フラットファイル表紙・下部 (横 136 mm, 縦 38 mm)

(中央揃え, MS 明朝, 12 ポイント) 20XX 年度 北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 ○○分野 氏名○○○○

- ・フラットファイル・背表紙 (横 10 mm, 縦 230 mm : MS 明朝, 12 ポイント)

論文題目
X X X X X の 考 察
氏名
医療大吉

8. 博士学位論文の審査基準・評価方法

審査基準

- 1) 研究背景の理解
 - ・ 先行研究や関連研究に関する情報収集が充分行われている。
 - ・ 先行研究や関連研究の理解が適切に行われている。
 - ・ 明確な問題意識・問題設定が提示されている。
- 2) 研究目的・課題の明確性およびオリジナリティ
 - ・ 研究の目的および取り組むべき課題が明確に提示されている。
 - ・ 設定した課題が、当該研究領域において十分な独創性（オリジナリティ）、新規性および社会的有用性を有している。
- 3) 適切な研究方法の設定
 - ・ 研究課題に対して適切な研究方法（調査方法、実験方法、論証方法、データの解析など）が採用・実行されている。
 - ・ 収集した資料やデータの取り扱いが適切である。
 - ・ 研究対象について十分な倫理的配慮がなされている。
- 4) 適切な研究結果の提示
 - ・ 研究方法に基づいた分析結果が適切に提示されている。
 - ・ 図表の構成が適切である。
- 5) 事実（研究結果）に基づいた考察
 - ・ 分析結果の解釈が妥当である。
 - ・ 事実（研究結果）に基づき、適切な考察がなされている。
 - ・ 過大な推論を展開していない。
- 6) 一貫した論理展開の提示
 - ・ 研究課題に対して一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導出されている。
- 7) 体裁
 - ・ 論文が規定の様式に沿っている。
 - ・ 先行研究や関連研究の引用が適切になされている。
 - ・ 注記等が適切に提示されている。

評価方法

- 1) 上記の審査基準を基に、博士論文を以下の4段階で評価する。
 - A：優れた論文である。
 - B：おおむね良好な論文である。
 - C：不十分な点はあるが、博士論文として認定しうる。
 - D：博士論文としての水準に到達していない。
- 2) 主査（1名）、副査（3名以上）が別々に評価を行い、その結果を主査に提出する。
- 3) 主査はこれを参考に「学位論文審査ならびに最終試験結果報告書」を作成する。

9. 学位審査終了後の提出物

1) 学位論文要旨

博士の学位を授与された日から3か月以内に、学位論文要旨をPDFファイル（テキストデータ含む）として、リハビリテーション科学課に提出してください。提出されたデータをもとに「博士論文の内容の要旨」および「論文審査の結果の要旨」が作成され、インターネット（北海道医療大学学術リポジトリ）を通じて広く公表されます。

2) 博士学位論文（全文）

博士の学位を授与された日から1年以内に、博士学位論文（全文）をPDFファイル（テキストデータ含む）でリハビリテーション科学課に提出してください。

博士の学位を授与された者は、「博士学位論文（全文）」を博士の学位を授与された日から1年以内にインターネット（北海道医療大学学術リポジトリ）を通じて広く公表しなければなりません（学位授与の前に公表されている場合は、この限りではありません）。

ただし、やむを得ない事由があり、博士学位論文全文を公表できない場合は、大学の承認を受け、論文全文に代えて内容の要約を公表することができます。この場合、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供することがありますので、製本した博士学位論文（全文）を1部提出してください。なお、やむを得ない事由が消滅した場合は、博士学位論文全文を公表しなければなりません。

※北海道医療大学学術リポジトリについては、V. その他資料「博士学位論文の取り扱いについて」を参照のこと。

博士学位論文の取り扱いについて

平成 25 年 4 月 1 日、学位規則の一部が改正されました。

今回の改正では、教育研究成果の電子化およびオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は博士学位論文を、博士の学位を授与した大学は論文の内容の要旨および論文審査の結果を、それぞれインターネットの利用により公表することとなりました。併せて、博士の学位授与に関する報告についてもインターネットの利用によることとなっております。

ここでは博士の学位の授与に係る論文の公表方法について掲載しましたので、ご活用ください。

1. 博士学位論文公表の考え方と学位規則改正の概要 …1
2. 博士の学位授与後のフロー ……………2
3. 「やむを得ない事由」について ……………3
4. 北海道医療大学学術リポジトリへの登録……………6
5. Q & A ……………8
6. 学位規則および北海道医療大学学位規程 ……………10

2021 年 4 月

北海道医療大学大学院

1. 博士学位論文公表の考え方と学位規則改正（平成 25 年 4 月 1 日付）の概要

1. 博士学位論文公表の考え方

大学における教育研究の成果である博士論文の質を相互に保証し合う仕組みとして、博士論文公表の制度が整備されています。

＜ここにいう「公表」とは＞
将来にわたり広く公表された状態を保持すること

2. 公表方法の変更

従来、印刷公表（単行の書籍、学術雑誌等への掲載など）としていましたが、情報化が進展する社会情勢を踏まえ、より効果的に公表の目的を達成するため、また、学位を授与された者の印刷に係る負担軽減の観点から、インターネット利用による方法に切り替えられることとなったものです。

3. 公表の具体的方法

大学の機関リポジトリによる公表を原則とします。

＜機関リポジトリ＞

大学等における教育研究活動によって生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫

①論文要旨の公表

大学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から 3 か月以内に博士論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表します。

②博士論文の公表

博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に博士論文の全文を公表します（学位授与の以前に公表されている場合は、この限りではありません）。

③博士論文全文を公表できない場合

やむを得ない事由で全文を公表することができない場合は、大学の承認を受けて、全文に代えて内容を要約したものを公表することができます。この場合、大学は、当該論文全文を求めに応じて閲覧に供することがあります。なお、やむを得ない事由が消失した場合には、博士論文の全文を公表しなければなりません。

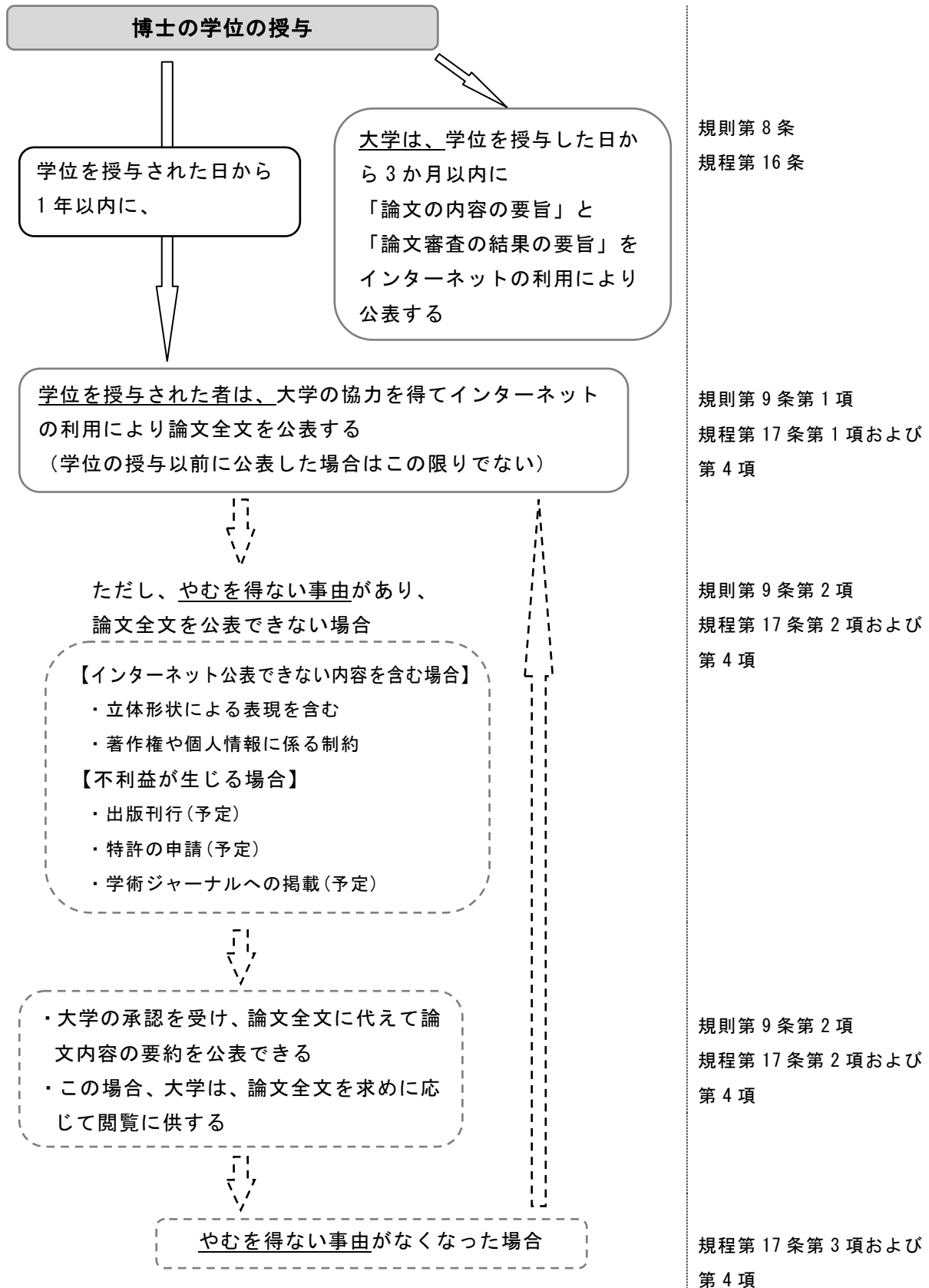
④公表の方法

②および③に係る公表は、大学の協力を得てインターネット利用により行います。

4. 適用

改正後の運用は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した（された）場合に用い、同日前に博士の学位を授与した（された）場合については、従前通りです。

2. 博士の学位授与後のフロー



※ 規則：学位規則

規程：北海道医療大学学位規程

3. 「やむを得ない事由」について

博士論文をインターネット公表できないという「やむを得ない事由がある場合には、大学の承認を受けて、全文に代わる要約公表が可能」です。(学位規則第9条第2項)

博士論文の提出に当たっては、これらの公表できない事由に当たるかどうか、**著者本人**が確認を行い、公表できない場合には大学に要約公表を申請する必要があります。

「やむを得ない事由」の次のような事柄が挙げられています。¹

【インターネット公表できない内容を含む場合】

- ・博士論文が、**立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合**
- ・博士論文が、**著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合**

■著作権保護

1. 自分の著作物を博士論文に使用している

博士課程で研究を進めていくと、その成果を学会や学術雑誌への投稿により発表することがあります。

学術雑誌では、論文の著作権を著者から学会・出版社に譲渡する「著作権譲渡契約」が行われている場合が多く、著者がその論文を博士論文として提出、あるいは博士論文の一部としてそのまま利用し、また、インターネット公表するには、著者本人にその権利があるか確認する必要があります。

これらの確認をしたうえで、博士論文を公表することにより学会・出版社の著作権を侵害する恐れがある場合は、「著作権保護」を理由として「やむを得ない事由」に係る申請をしてください。

1-1. 著作権の譲渡と、著者に残された権利

論文の著作権は、書きあげた時点では著者にあります。

投稿された論文は、査読（ピア・レビュー）を経て、受理されるかリジェクトされるか決定します。ここで、受理された場合に、著者から学会・出版社へ著作権の譲渡が行われます。著作権の譲渡は一般に、編集者が著者に「著作権譲渡契約書」(Copyright Transfer Agreement, CTA など)を送り、著者がサインして返送するという手続きが取られています。複数人による共著論文の場合は、責任著者（corresponding author）がサインすることが多くなります。

著作権の譲渡契約を交わすことにより、雑誌論文の内容を博士論文にて再び使用する場合にも、契約書の条項に従う必要があります。

なお、多くの学会・出版社はウェブサイトで著者向けの手引き（Instructions for authors など）を公開し、著作権の譲渡契約の内容について示しています。

1-2. 著者に残された権利の確認方法

学会・出版社に著作権を譲渡した論文を博士論文に利用してよいかどうか（著者に再利用できる権利があるのか）は、著作権譲渡契約書に従って行うことが基本となります。

¹ 文部科学省高等教育局長 「学位規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331796.htm>（2014/10/24 アクセス）

著作権譲渡契約書では、次の点を確認していきます。

- ・学会や出版社にどのような権利が譲渡されるか。
- ・権利を譲渡した論文を博士論文として提出、あるいは、博士論文の一部として利用してよいか。
- ・また、その博士論文をインターネット公表してよいか。

博士論文に利用することについて、多くの学会・出版社では認めているようです。

一方、インターネット公表することについては、査読を経た受理原稿の登録を認める場合、出版社が作成したPDFを認める場合、全く認めない場合などがあります。また、リポジトリ登録を認める多くの学会・出版社では、雑誌刊行後一定期間は公表してはいけない、出典やURLを示さなくてはならない、などの条件があります。著作権譲渡契約書をよく読み、著者に認められた権利の範囲内で使用してください。

なお、国内の学会誌では、投稿規程に「掲載された論文の著作権は本学会に属する」とだけ指定してある、もしくは全く規程がない場合があります。

著作権譲渡契約書を確認しても権利が明らかにならない場合は、学会・出版社に確認をとるようにします。問合せの際は、次の点について許諾を得てください。

- ・博士論文として提出すること、あるいは、博士論文の一部としてそのまま利用すること。
- ・また、文部科学省の学位規則の定めによって、博士論文をインターネット公表すること。

なお、著作権譲渡契約書により博士論文として使用することが制限されている場合でも、直接問い合わせて許諾を得られることがあります。

1-3. 他者の著作物を博士論文に使用している

他の人の著作物を博士論文に含めるには、引用として要件を満たす必要があります。引用については、次のような事柄が引用の要件として示されています。²

1. 引用する資料等は既に公表されているものであること
2. 「公正な慣行」に合致すること
3. 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
4. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
5. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
6. 引用を行う必然性があること
7. 出所の明示が必要なこと

引用の要件を満たさない転載は、著作権者の許諾を得る必要があります。

その際には、著作権者に、博士論文にて使用すること、またその博士論文をインターネット公表することを伝えて、許諾を得てください。博士論文での使用について許諾が得られても、インターネット公表について許諾が得られない場合は、「やむを得ない事由」のうち「著作権保護」にあたるものとして、申請する必要があります。

■個人情報保護

アンケート調査やインタビュー、臨床研究・実験など、調査対象の個人情報を扱う場合は、

² 文化庁「著作権なるほど質問箱」関連用語「引用」より
<<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/ref.asp>> (2014/10/24 アクセス)

予め、どの程度の内容を研究発表に用いるかを明らかにしたうえで、調査対象の方の同意を得て、同意の範囲内で博士論文に使用する必要があります。

同意が得られない場合は「やむを得ない事由」のうち「個人情報保護」にあたるものとして、申請する必要があります。

【不利益が生じる場合】

- ・ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

■多重公表

1. 多重公表とは？

既に別の出版物にて公表した内容を、学術雑誌等に投稿することを指します。

博士論文として承認された後に、その内容の一部を雑誌論文にまとめ、投稿することがあります。しかしながら、インターネット公表をした論文は広く公表された論文とみなされ、学術雑誌の多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。

1-1. 多重公表に関する規定の確認方法

多重公表になる恐れがある場合は、次の点を投稿先に予め問合せておくとよいでしょう。

- ・ 博士論文の内容を投稿することが可能か。
- ・ その博士論文がインターネット公表された場合に、投稿することが可能か。

なお、多くの学会・出版社が、ウェブサイト上で出版倫理に関する情報を提供しています。その中で、“Prior Submission”，“Multiple Publication”，“Duplicate Publication”など、多重公表についての規定を示しています。まずは、このような情報源を確認するようにしましょう。

多くは多重公表を禁止していますが、英語以外の言語での出版、主たる結果や結論が未発表だった場合などは、論文投稿を受け付けるというポリシーを持つ学会・出版社もあります。なお、博士論文の投稿のみ認められ、インターネット公表が認められなければ、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。

4. 北海道医療大学学術リポジトリへの登録

- 学術リポジトリに登録するには、「博士論文の学術リポジトリ登録許諾書」と「博士論文全文のPDFファイル」が必要です。
- やむを得ない事由でただちに公開できない方は、博士論文内容の「要約」を作成し、要約と全文ファイルの両方を提出してください。やむを得ない事由が解消された時点で、要約から全文の公開に移行します。
- 各学部の教務課窓口に提出してください。

以下の項目に1つでも該当する場合は、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。

「やむを得ない事由」項目	該当する	該当しない
1. 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネット公表ができない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 既に出版契約または学術雑誌等に投稿済みの論文の全部または一部を博士論文に使用しており、インターネット公表に対する著作権者の許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 他者の著作物（図表等）を博士論文に使用しており、インターネット公表に対する著作権者の許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 博士論文の全部または一部が共同著作物であり、インターネット公表に対する共著者全員の許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 対象者の個人情報保護等の観点から、インターネット公表に不適切な情報を含んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 博士論文の全部または一部を単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行する予定があつて、全文の公表により授与者に明らかな不利益が生じる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 特許申請のため、全文の公表によって授与者に明らかな不利益が生じる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

1. 博士論文提出の注意事項

- ・学位審査が終了し、内容が確定した最終版を提出してください。
- ・博士論文全文はPDFファイル（PDF/A(ISO-19005)が望ましい）で作成してください。また、PDFファイルには、テキストデータも含めてください。
- ・PDFファイルは、原則CD-ROMやUSBメモリなどのメディアで提出してください。
- ・表紙・目次・図表なども含め1ファイルで作成してください。なお、副論文・参考論文は除いてください。
- ・長期的な可読性・保存、アクセシビリティの確保のため、下記の点に注意して作成してください。
 - 機種あるいはベンダー依存の形式ではないこと
 - 外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと
 - 暗号化・パスワードの設定・印刷制限等を行わないこと

2. 博士論文データの公開について

提出して頂いた博士論文（あるいは博士論文要約）のPDFファイルは、図書館でタイトルなどの書誌情報を付与して、本学学術リポジトリに登録し無償公開します。また、インターネットを通じて閲覧可能となります。国立国会図書館は本学学術リポジトリのデータを自動収集して取り込み、国会図書館内で公開します。

- ・北海道医療大学学術リポジトリ <https://hsuh.repo.nii.ac.jp/>

様式

※ホームページよりダウンロード可能

「北海道医療大学学術リポジトリ」→「コンテンツ登録方法」

年 月 日

博士論文の学術リポジトリ登録許諾書

北海道医療大学総合図書館長 殿

フリガナ 氏名	(自署)	所属	
学位取得後の連絡先	T E L	E-Mail	
論文題目			
学位授与年月日	年 月 日	指導教員の 確認	印
リポジトリ 登録・公開の 可否	<p>私が執筆しました上記の博士論文を、「北海道医療大学学術リポジトリ運用指針」に基づき、</p> <p><input type="checkbox"/>全文の登録および公開を許諾します。 <以下に該当する場合はネット公表に対する許諾が必要です> <input type="checkbox"/>出版済みの論文の全部または一部を博士論文に使用→著作権者の許諾 <input type="checkbox"/>他者の著作物(図表等)を博士論文に使用→著作権者の許諾 <input type="checkbox"/>博士論文の全部または一部が共同著作物→共著者全員の許諾</p> <p><input type="checkbox"/>「やむを得ない事由」に該当するため、論文内容の要約の登録および公開を許諾します。また、以下の公表可能日を経過した場合は、全文が登録および公開されることを許諾します。 <事由> <input type="checkbox"/>博士論文の全部または一部を投稿・出版予定のため <input type="checkbox"/>出版済みの論文の全部または一部を博士論文に使用し、著作権者の許諾を得られていないため <input type="checkbox"/>他者の著作物(図表等)を博士論文に使用し、著作権者の許諾を得られていないため <input type="checkbox"/>博士論文の全部または一部が共同著作物であり、共著者全員の許諾を得られていないため <input type="checkbox"/>特許を申請予定のため <input type="checkbox"/>その他 () 公表可能日： _____ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>「やむを得ない事由」に該当するため、論文内容の要約の登録および公開を許諾します。 <事由> <input type="checkbox"/>個人情報保護等のため <input type="checkbox"/>他の著作権者等の許諾を得られなかったため <input type="checkbox"/>その他 ()</p>		
備考			

<記入上の注意>

- この許諾書は、研究成果・教育資源のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について図書館に許諾を与えていただくものであり、**著作権を移譲するものではありません。**
- この許諾書に記入いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。
- 「指導教員の確認」について、論文博士の場合は推薦教員または主査とします。

5. Q & A よくあるご質問

Q. 学術リポジトリとは何ですか。

- A. 北海道医療大学学術リポジトリとは、本学で生産された研究成果・教育資源を収集し、電子的形態で蓄積・保存し、無償で公開することにより、本学の学術研究の発展と地域社会への貢献を目的とするものです。

Q. Word で作成しましたが、PDF ファイルに変換するにはどうすればよいでしょうか。

- A. 市販の PDF ファイルへの変換ソフトウェアを利用してください。なお、スキャンデータを PDF ファイルに変換した場合は、テキストデータが含まれないので注意してください。ご不明な場合は、図書館にご相談ください。

Q. 雑誌掲載論文を博士論文として提出予定です。

- A. まず、著作権を学会・出版社に譲渡しているか確認し、譲渡していた場合、博士論文として利用し、インターネット公表する権利があるか確認する必要があります。詳しくは「3. やむを得ない事由について ■著作権保護」をご覧ください。

Q. 書籍の一部を執筆し、その内容を博士論文に使用したいのですが。

- A. 雑誌と同様に権利確認が必要です。著作権譲渡契約の内容を確認するか、出版社に問い合わせてください。

Q. 日本語以外の言語で発表した自分の論文を、日本語に翻訳して博士論文に使用したいのですが。

- A. 翻訳する場合でも、博士論文に含むことが可能か、またその博士論文をインターネット公表できるかどうか、確認してください。

Q. 発表した自分の論文を改訂 (revise) して使用したいのですが。

- A. 改訂する場合でも、過去に学術雑誌論文として発表した記述等を含むのであれば、著作権譲渡契約の確認をしてください。

Q. 学内の論文誌に発表した内容であれば、著作権の確認は不要でしょうか。

- A. 発行主体の学内外を問わず、権利の確認をしてください。

Q. 共同著作物を博士論文に使用したいのですが。

- A. 2人以上の者が共同して創作した著作物であって、各人の著作した部分を分離して使用できないものものを「共同著作物」、共同著作物の著作権を「共有著作権」といいます。共有著作権は、著作権法第65条に「その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない」とあります。よって、共著論文の場合は、予め共著者全員の許諾を得ておいてください。博士論文がインターネット公表されることへの許諾も必要です。卒業等で共著者と連絡が取れなくなる可能性も考慮して、早めに許諾を得ておいた方が良いでしょう。

Q. 図表や写真を博士論文に使用したいのですが。

- A. 引用については、「3. やむを得ない事由について 1-3. 他者の著作物を博士論文に使用している」をご覧ください。

Q. 出版社との著作権譲渡契約書を見たのですが、機関リポジトリに登録してよいか書かれていません。

A. 確認が取れない場合は、学会・出版社に問合せると良いでしょう。
なお、契約書の条項では、機関リポジトリの他に、“institution’s website”や“employer’s website”などの表現が使われている場合もあります。

Q. 著作権譲渡契約書が見当たりません。

A. 共著論文の場合は、責任著者（corresponding author）が契約書にサインすることが多いようです。他の著者が責任著者の場合は、その方に確認を取るようにしましょう。また、これから投稿する共著論文の場合は、必ず責任著者の方から契約内容を教えてもらうようにしましょう。それでも見つからない場合は、学会・出版社に確認すると良いでしょう。

Q. アンケート調査結果を博士論文に使用したいのですが。

A. 調査対象の個人情報扱う場合は、対象者の同意が必要です。
「3. やむを得ない事由について ■個人情報保護」を確認してください。

Q. 博士論文をこれから学術雑誌に投稿する予定です。

A. 多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。「3. やむを得ない事由について ■多重公表」をご覧ください。

Q. 博士論文の公表後に、その内容の一部を学術雑誌に投稿する予定です。学術雑誌掲載論文を博士論文に含めた場合は、雑誌の規定によっては博士論文の文中に出典を明記する必要がありますが、公表後の博士論文に、公表後に受理された論文の出典を加えることは可能でしょうか。

A. 順番としては、博士論文で公表した内容を雑誌に投稿することになるので、まず、学術雑誌の多重公表に対するポリシーを確認してください。また、博士論文として承認を受けて公表したものは変更することはできません。

Q. 特許を申請したいです。

A. 特許の申請にあたり、論文全文の公表によって授与者に明らかな不利益が生じる場合は、「やむを得ない事由」にあたります。登録許諾書にその旨記入し、要約と全文ファイルの両方を提出してください。やむを得ない事由が解消された時点で、要約から全文の公開に移行します。

6. 参考(学位規則および北海道医療大学学位規程 抜粋)

学位規則 (昭和二十八年四月一日文部省令第九号)

最終改正年月日：平成二八年四月一日文部科学省令第二三号

(論文要旨等の公表)

第八条

大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条

博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

北海道医療大学学位規程 (平成4年3月13日制定)

(平成27年4月1日から施行)

(学位論文の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により、論文の内容を要約したものを公表した場合、やむを得ない事由が消失した際には、速やかに当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行なう前三項の規定による公表は、本学の協力のもと、インターネットの利用により行なうものとする。

教育訓練給付制度

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。

大学院リハビリテーション科学研究科博士前期(修士)課程、博士後期課程は、教育訓練給付制度(一般教育訓練給付)の指定講座です。一定の要件を満たす者が本課程を修了した場合、対象教育訓練受講のために当該受講者本人が教育訓練施設に支払った費用の一部がハローワークから支給されます。制度の概要等は以下のとおりですが、手続き方法等の詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

<給付を受けることができる方>

受講開始日現在、在職者であって、雇用保険の被保険者期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上)あること、受講開始日時点で一般被保険者又は高年齢被保険者でない方は、その資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合は最大4年以内)であること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上(※)経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者、若しくは一般被保険者又は高年齢被保険者であった方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

※ 平成 26 年 10 月 1 日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱は適用されません。

<給付額>

一般教育訓練給付

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 20%に相当する額となります。ただし、その額が 10 万円を超える場合は 10 万円とし、4 千円を超えない場合は支給されません。

<教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項>

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

<記入例> <http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/~koho/ips/kyoiku-kunren.pdf>

学生生活

1. 健康診断について

◎指定期間内に受ける（無料）

- 1) 臨地実習および研究のフィールドワークに必要となります。施設によっては、実習中、感染症の抗体価のデータを携帯する必要があり、ときに抗体価が一定の基準に達していることが求められることもあります。
- 2) 検査方法によって結果が異なることがあるため、検査方法を確認しておく必要があります。

◎届出の義務

勤務先で健康診断を受ける場合は、必ず、学生支援課に受診結果のコピーを提出してください。

◎各種感染症の抗体価が低い場合は、ワクチン接種を受けてください。

（一部自費となる場合があります）。

2. 診療費補助制度について（学生便覧参照）

3. 長期履修制度について

利用する場合は、指導教員に相談の上、申請書に必要事項を記入しリハビリテーション科学課に提出してください。なお、詳細については、Ⅱ-3 規程関係（6.長期履修規程）を参照してください。

4. 自家用車通学・駐車場登録許可申請について（学生便覧参照）

◎申請手続き：申請書・誓約書・運転免許証等必要書類に登録料を添えて申し込んでください。

◎登録料： 14,400円(自動車) 4,800円(自動二輪車)

5. 図書館の利用について（学生便覧参照）

利用する場合は、学生証が必要です。

6. HNNET(東日本学園ネットワーク)利用サービスについて（学生便覧参照）

利用する場合は、所定用紙に必要事項を記入し情報センターに提出してください。

i-Portal より各種様式がダウンロードできます。

7. 大学院生室の利用について

◎教員不在の場合は、1F 警備室に開錠を申し出てください。また、退出時も同様に施錠を申し出てください。

◎ロッカー・机を貸与します。鍵は各1個を貸与しますので、修了時に返却してください。紛失した場合は、実費負担となります。

8. 奨学金制度について

◎日本学生支援機構 大学院奨学金

第一種奨学金（無利子貸与）・第二種奨学金（有利子貸与奨学金）

◎学校法人東日本学園 一般奨学金

上記奨学金制度の詳細は、学生支援課窓口で確認してください。

9. TA・RAについて

1. TA：ティーチングアシスタントとは、学部学生の教育に関する補佐を行うことです。具体的な業務は、出欠席のチェック、講義資料の印刷、講義・演習の準備と補佐などです。
2. RA：リサーチアシスタントとは、研究活動を補佐することで、博士課程の院生に適用される制度です。
3. 申請の方法等；申請時期は概ね4月中旬、雇用期間は5月から翌年2月までとなります。希望する場合は、所定の申請様式に必要事項を記載し、この様式をリハビリテーション科学課に提出してください。

10. 学会参加、文献複写費の補助について

1. 学会参加の補助

1) 学会発表の場合など、参加にあたって補助を受けられます。

詳細については、指導教員に相談・確認してください。

2) 申請にあたっては、旅費支出書（様式①）に必要事項を記入、学会開催通知やパンフレット等の写しを添付、指導教員・研究科教務担当の承認を受けた上で、**財務課に提出**してください。航空機使用の場合は、後日、搭乗券を財務課へ提出することが必要です。交通機関・宿泊のパッケージ商品を利用の場合は、領収証を添付してください。

2. 文献複写費の補助

予め指導教員に相談してください。

オンライン文献複写申し込み（総合図書館ホームページ）の場合は、以下の手続きとなります。

◎利用者ID/PW(パスワード) ⇒ 学内メールのID・PWと同様

◎支払い区分「院生経費」を選択 ⇒ 講座名に指導教員名 ⇒

通信欄に『指導教員の了承を得ている』旨を入力する。

<問い合わせ先> ☎0133-23-1211

履修関係：リハビリテーション科学課 内線 2147

駐車場/奨学金関係：学生支援課 内線 2175

HNNET 申請関係：情報推進課 内線 2015

様式①

承認印	<input type="checkbox"/> 教員研究費
研究科教務 担当押印	<input type="checkbox"/> 大学院生経費
	<input type="checkbox"/> 受託研究費
	<input type="checkbox"/> 研究奨励費
	<input type="checkbox"/> ()

大学院生旅費支出書

年 月 日

所 属	(薬学・歯学・看護福祉学・心理科学・リハビリテーション科学)研究科 (修士・博士)課程 第 学年			
講 座 名		指導教員氏名	署名・捺印	印
学 生 番 号		大学院生氏名		
学 会 名				
発 表 演 題	なし・あり ()			
開 催 地・期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
出 席 日 程	月 日	出発地	到着(宿泊)地	連絡先
	.			
	.			
	.			
	.			
旅 費 明 細	交通費	航空機	円	
		その他	円	
	日 当		円 (円 × 日)
	宿泊費		円 (円 × 日)
	その他		円 ()
	合計		円	

* 学会の開催通知・パンフレットの写しは、必ず添付して下さい。

受領日	年 月 日	受領金額	円	受領印
-----	-------	------	---	-----

記入不要

出納責任者	会計担当者

<リハビリテーション科学研究科各種様式ダウンロード方法>

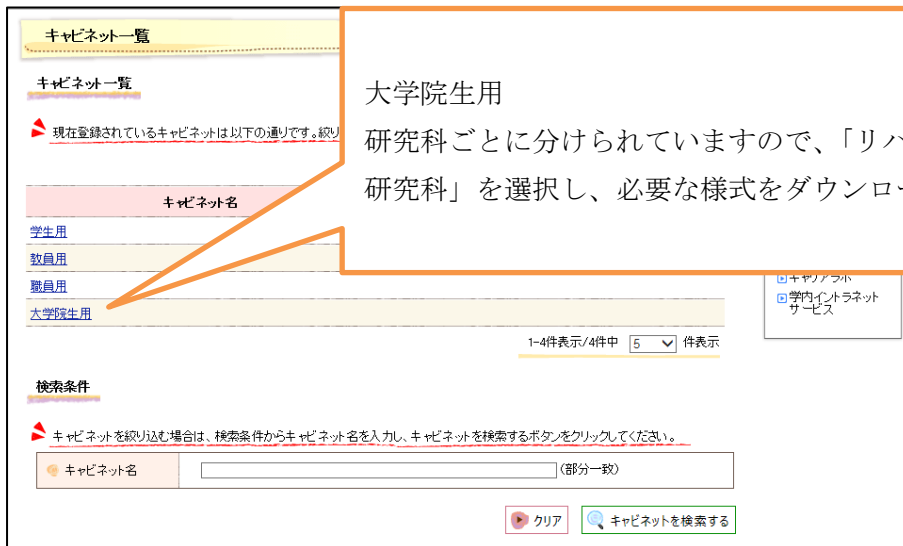
学校生活に必要な各種様式は i-Portal よりダウンロードが可能です。ダウンロード方法は下記のとおりです。



HNNET の ID・パスワード
でログイン



キャビネット一覧



大学院生用

研究科ごとに分けられていますので、「リハビリテーション科学研究科」を選択し、必要な様式をダウンロードしてください。

1. 北海道医療大学大学院学則

[昭和53年4月1日施行]

第1章 総則

(目的)

- 第1条 北海道医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の創造発展と人類の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 薬学研究科においては、薬と人間との相互関係を把握し、信頼される薬の専門家・研究者を養成する。修士課程においては、総合的な観点から研究開発に取り組める人材、並びに高度専門職業人としての薬剤師を養成する。博士課程においては薬学の知識・技術を基盤とし、自らが研究テーマを発見、解決する能力を培うことにより高度専門職業人を指導できる人材や研究者を養成する。
- 3 歯学研究科博士課程においては、歯科医学の基礎的・臨床的な先端研究、並びに関連諸科学との学際的研究を推進し、これらを通して幅広い豊かな学識と卓越した研究・教育能力を有する人材、及び高度で専門的な知識・技術を有する医療人を養成する。
- 4 看護福祉学研究科においては、看護・福祉に貢献する人材を養成する。修士課程においては高度専門職業人として看護・福祉の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材を養成する。博士課程においては自立した研究者として学問の固有性を追究し、かつ分野を超えた開拓的研究活動を行う人材、並びに看護学・臨床福祉学分野の教育・研究と実践の指導者となりうる知的技術者を養成する。
- 5 心理科学研究科においては、臨床心理・言語聴覚分野の発展に寄与するための人材を養成する。修士課程においては、バランスのとれた臨床能力を備える高度専門職業人の養成及び研究者としての基礎的能力を備える人材を養成する。博士課程においては、この分野の高等教育機関における指導者、専門職業人に対する指導者及び基礎研究や臨床研究を自立的に進めることのできる研究者を養成する。
- 6 リハビリテーション科学研究科においては、リハビリテーション科学の発展に寄与する人材を養成する。修士課程においては、高度化、多様化が進む現代の保健・医療・福祉の現場において、先進的な専門知識や技術をもって質の高いリハビリテーションサービスを提供できる高度専門職業人並びに保健・医療・福祉現場や高等教育機関において指導的役割を担う人材を養成する。博士課程においては、リハビリテーション科学の探究と確立に寄与できる人材及び保健・医療・福祉の分野において、指導的立場で活躍できる有能な教育者及び実践指導者を養成する。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育方法等の改善)

第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。
(研究科専攻)

第4条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。

薬学研究科 薬学専攻、生命薬科学専攻

歯学研究科 歯学専攻

看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻

心理科学研究科 臨床心理学専攻、言語聴覚学専攻

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻

(課程)

第5条 各研究科の課程は、次のとおりとする。

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

生命薬科学専攻 修士課程

歯学研究科 歯学専攻 博士課程

看護福祉学研究科 看護学専攻 博士課程

臨床福祉学専攻 博士課程

心理科学研究科 臨床心理学専攻 博士課程

言語聴覚学専攻 博士課程

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士課程

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、各研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、各研究分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(修業年限)

第6条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年、生命薬科学専攻修士課程の標準修業年限は2年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は4年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、心理科学研究科臨床心理学専攻、言語聴覚学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程並びに心理科学研究科臨床心理学専攻、言語聴覚学専攻博士課程並びにリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程とする。

3 薬学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科修士課程の学生は4年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科博士課程及びリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)の学生は6年、薬学研究科および歯学研究科博士課程の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。

(収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

薬学研究科修士課程(生命薬科学専攻)

収容定員6名

(入学定員3名)

薬学研究科博士課程(薬学専攻)

収容定員12名

(入学定員3名)

歯学研究科博士課程(歯学専攻)

収容定員72名

(入学定員18名)

看護福祉学研究科修士課程(看護学専攻)

収容定員30名

(入学定員15名)

看護福祉学研究科修士課程(臨床福祉学専攻)

収容定員10名

(入学定員5名)

看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)

(看護学専攻)

収容定員6名

(入学定員2名)

(臨床福祉学専攻)

収容定員6名

(入学定員2名)

心理科学研究科修士課程

(臨床心理学専攻)

収容定員20名

(入学定員10名)

(言語聴覚学専攻)

収容定員10名

(入学定員5名)

心理科学研究科博士課程(後期3年の課程)

(臨床心理学専攻)

収容定員6名

(入学定員2名)

(言語聴覚学専攻)

収容定員6名

(入学定員2名)

リハビリテーション科学研究科修士課程
(リハビリテーション科学専攻)

収容定員10名
(入学定員5名)

リハビリテーション科学研究科博士課程
(リハビリテーション科学専攻)

収容定員6名
(入学定員2名)

第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員 (履修方法)

第8条 薬学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

2 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

3 歯学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。

5 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、看護学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）、臨床福祉学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

6 心理科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について臨床心理学専攻は36単位以上、言語聴覚学専攻は30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。

7 心理科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、臨床心理学専攻は54単位以上（後期3年の課程においては10単位以上）、言語聴覚学専攻は47単位以上（後期3年の課程においては17単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

8 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

9 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、42単位以上（後期3年の課程においては10単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(教育課程)

第9条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(A)―I・(A)―II・(B)―I・(B)―IIのとおりとする。

2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)のとおりとする。

3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(D)・(E)のとおりとする。

4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(F)・(G)・(H)・(I)のとおりとする。

5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(J)・(K)のとおりとする。

(単位数)

第10条 各研究科における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第11条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定する長期にわたる教育課程の履修期間は、次の各号に定めるとおりとし、1年単位で認めるものとする。

(1) 修士課程

3年又は4年

(2) 博士課程(後期3年の課程)

4年から6年

(3) 薬学研究科博士課程及び歯学研究科博士課程

5年から8年

(指導教員)

第13条 指導教員は、学生の履修すべき授業科目担当の本大学院専任教員をもって充てる。

2 指導教員は、その学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

(授業科目の選定)

第14条 学生は、自己の履修すべき授業科目の選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

2 指導教員は、必要があると認めるときは、学生に対して学部の授業科目を指定してこれを履修させることができる。

(教育方法の特例)

第15条 本大学院では、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

2 本大学院では、(※追加 一部の授業科目について)、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で行うことができる。

(特別聴講)

第16条 本大学院に在籍する学生が、他の大学院および本学の他の研究科において専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該研究科委員会の議を経て、両大学院等の協議に基づき、特別聴講としてその履修を認めることができる。

2 特別聴講の許可、単位認定等の申請手続きについては、両大学院等の協議に定めるもののほか、当該研究科の定めるところによる。

(デュアルディグリー・プログラム)

第17条 教育上有益と認められる時は、本学研究科と外国の大学院との協定に基づく学生の相互留学と単位互換により双方が学位を授与するデュアルディグリー・プログラムを行うことができる。

2 デュアルディグリー・プログラム実施に関する取り扱いについては別に定める。

第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与

(単位認定)

第18条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 前項に定める試験等の成績は、優、良、可及び不可に分け、優、良、可を合格として単位を与え、不可は不合格とする。

3 第16条の規定により修得した科目、単位数については10単位を超えない範囲で、これを本学大学院における科目、単位数の修得とみなすことができる。

4 本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（第52条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院における授業科目の履修とみなし、10単位を超えない範囲で認定することができる。

(学位論文の提出)

第19条 学位論文は、所定の期日までに当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文の審査)

第20条 学長は、前条の規定により学位論文の提出を受けたときは、別に定める学位規程により論文の審査を行う。

(学位論文の評価)

第21条 学位論文は、当該専攻科目の専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とする。

(最終試験)

第22条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆記又は口頭によりこれを行う。

(課程修了の認定)

第23条 薬学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

2 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

3 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

4 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

5 看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は12単位以上、臨床福祉学専攻は12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

6 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について臨床心理学専攻は36単位以上、言語聴覚学専攻は30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

7 心理科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、臨床心理学専攻は10単位以上、言語聴覚学専攻は17単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

8 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

9 リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

10 課程修了の認定は、学長が行う。

(学位の授与)

第24条 薬学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（生命薬科学）、薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（薬学）の学位を授与する。

2 歯学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（歯学）の学位を授与する。

3 看護福祉学研究科修士課程の看護学専攻を修了した者に対しては、修士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、修士（臨床福祉学）、看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の看護学専攻を修了した者に対しては、博士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、博士（臨床福祉学）の学位を授与する。

4 心理科学研究科修士課程の臨床心理学専攻を修了した者に対しては、修士（臨床心理学）、言語聴覚学専攻を修了した者に対しては修士（言語聴覚学）、心理科学研究科博士課程（後期3年の課程）の臨床心理学専攻を修了した者に対しては、博士（臨床心理学）、言語聴覚学専攻を修了した者に対しては博士（言語聴覚学）の学位を授与する。

5 リハビリテーション科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（リハビリテーション科学）、博士課程を修了した者に対しては博士（リハビリテーション科学）の学位を授与する。

6 学位に関する規程は、別に定める。

第4章 教員組織と運営機構

(教員組織)

第25条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授、講師及び助教を充てることができる。

(評議会)

第26条 本大学院に、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 個体差健康科学研究所長
- (7) 大学病院長
- (8) 歯科クリニック院長
- (9) 個体差医療科学センター長
- (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
- (11) 学長が指名する教授

3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
- (2) 学則その他教学に関する重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
- (4) 学位授与の基本に関する事項
- (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
- (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
- (7) 教員の教育研究業績の審議等の基本に関する事項
- (8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項

4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

第27条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。

2 各研究科委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各研究科の教授

- (2) その他各研究科委員会の議を経て研究科長が認めた者。
- 3 各研究科委員会は、各研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
 - (6) その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項
- 4 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 各研究科委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第28条 本大学院に、事務職員を置く。

第5章 学年、学期、休業日

(学年)

第29条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第31条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 創立記念日 10月10日
 - (4) 春期休業日 4月1日から4月10日まで
 - (5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで
 - (6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで
- 2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学

(入学の時期)

第32条 本大学院に入学する時期は、学年始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

第33条 薬学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科の博士課程（後期3年の課程）に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) その他本大学院各研究科において、これと同等以上の学力があると認めた場合
- 3 薬学研究科博士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学（6年課程）を卒業した者
 - (2) 修士の学位を有する者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) その他本大学院薬学研究科において、大学（6年課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 歯学研究科に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学又は歯学）を修了した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) その他本大学院歯学研究科において、大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願）

第34条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

（入学検定）

第35条 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。

2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

（入学手続、入学許可）

第36条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第37条 保証人は、正副2名とし、正保証人は、入学者の父兄若しくは学費支給の責任者とし、副保証人は、札幌市内又は近郊に居住して独立の生計を営む者で、共に学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。

2 学長は、保証人が不相当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

3 保証人は、その住所及び身分に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

4 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、速やかに保証人の変更願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

（休学）

第38条 病気その他やむを得ない事由によって、引き続き3か月以上欠席する場合は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めたときは、第1項に定める手続きをまたず、当該学生を休学させることができる。

（休学の期間）

第39条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続きにより引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

（復学）

第40条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（退学）

第41条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第42条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。

- (1) 薬学研究科修士課程、看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程又はリハビリテーション科学研究科修士課程において、在学4年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）、心理科学研究科（後期3年の課程）又はリハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）において、在学6年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学8年に及び、修業の見込みがないと認めた者（ただし、休学期間を算入

しない。)

- (2) 第39条第2項に定める休学の期間満了後、第40条に定める復学願出のない者
 - (3) 学納金を滞納し、催促を受けても納付しない者
 - (4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者
- (再入学)

第43条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考のうえ、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第44条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第45条 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承諾書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

第7章 入学検定料及び学納金

(学生納入金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。

	薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科	リハビリテーション科学研究科	備考
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	入学時のみ 本学卒業生免除
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
授業料	800,000円 750,000円	750,000円	800,000円 750,000円	800,000円 750,000円	800,000円 750,000円	

- 2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項に定める授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、以下同様とする。）とする。
- 3 長期履修学生が、履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の授業料の年額は、第1項に規定する授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準就業年限を乗じて得た額からすでに納入した授業料の総額を減じて得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。
- 4 看護福祉学研究科看護学専攻のNP資格取得コースを履修する学生の特別実習費の金額は次のとおりとする。
特別実習費：50,000円
- 5 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	備考
入学検定料	5,000円	10,000円	10,000円	1単位
履修登録料	—	15,000円	15,000円	
授業料	10,000円	20,000円	20,000円	

- 6 授業料は、学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納入することができる。
 - 1期 4月15日まで
 - 2期 9月15日まで

7 納入した入学検定料、入学金、授業料は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。
(復学、退学、除籍及び休学等の場合の学納金)

第47条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の学納金を徴収する。

2 前期若しくは後期中途中で退学した者、又は除籍された者に対しては、当該期分の学納金を徴収する。

3 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

4 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。

(学納金の徴収の猶予)

第48条 経済的理由によって、納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学納金の徴収を猶予することがある。

2 学納金納入猶予期間は、納入期間後(1・2期とも)3か月以内とし、納入しない者は、学則第42条の規定により除籍とする。

第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生

(外国人学生)

第49条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生として特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の選考方法は、学長が定める。

(入学志願)

第50条 前条の規定により入学を志願する者は、第33条に定めるもののほか、日本に在住し、学業に従事することが適法であることを証明するに足る外務省若しくは在外公館の紹介状又は自国公館の証明書を添付して、指定の期日までに願出しなければならない。

(委託学生)

第51条 官公庁、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から本大学院における修学を委託された者は第32条及び第33条の規定にかかわらず、これを委託学生として、正規の学生の修学に支障のない限り、選考のうえ入学を許可する。

2 委託学生には、本条に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第52条 本大学院の一または複数の授業科目について聴講を志望する者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

2 聴講生の聴講は、学年又は学期の始めに限り許可するものとする。

3 聴講生に関する規定は別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本大学院の一または複数の授業科目について履修を志望する本大学院の学生以外の者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することができる。

2 科目等履修生の受講は、学年又は学期の始めに限り許可することができる。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするとき、または、本学の大学院学生が他の研究科において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、両大学院等の協議に基づき、特別聴講学生として10単位を超えない範囲でこれを許可することがある。

2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与方法については、第16条の規定によるものとする。

3 特別聴講学生が本学の規則に違反したときには、その許可を取り消すことができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は大学院委員会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第56条 学長は、大学院の学則、その他本学の定める規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、大学院委員会の議を経て懲戒に付することができる。

2 懲戒は、譴責、停学、退学とする。

3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行が不良で、改善の見込みのない者

(2) 学力が劣等で、成業の見込みのない者

(3) 正当な理由がないのに、出席が常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

第10章 図書館、研究指導施設

(図書館)

第57条 本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院生の閲覧に供する。

(研究指導施設・設備)

第58条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

《以下 附則および別表省略》

2. 学位規程

[平成4年3月13日制定]

(趣旨)

第1条 学位規則(平成3年文部省令第27号)第13条の規定に基づき、北海道医療大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与については、本学及び本大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、当該研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に授与するものとする。

(学位論文の提出)

第5条 第3条及び第4条第1項の規定により論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文審査願(別紙様式第4)に学位論文、論文要旨、論文目録(別紙様式第6)、履歴書(別紙様式第7)及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書(別紙様式第5)に学位論文、論文要旨、論文目録(別紙様式第6)、履歴書(別紙様式第7)及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 学位論文の提出部数並びに期限については、別に定める。

4 論文審査料については、別に定める。

5 既納の論文審査料並びに受理した論文は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

(学位論文の受理)

第6条 学位論文の受理は当該研究科委員会の議を経て学長が決定し、その審査を当該研究科委員会に付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された当該研究科委員会は、当該研究科の中から3名以上の審査委員(主査1名、副査2名以上)を選出して、審査委員会を設ける。

2 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審査委員の一部の者として充てることができる。

(1) 他の研究科の教員等

(2) 他の大学院又は研究所等の教員等

(審査、最終試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 第4条第2項に規定する学力の確認は、試験により行うものとし、試験は口頭又は筆記によるほか、外国語については2か国語を課する。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査し、研究科委員会の議を経て、その審査をもって試験に代えることができる。

(審査期間)

第9条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、審査及び最終試験等を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは学位論文、学位論文審査、

最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて当該研究科委員会に文書で報告するものとする。

- 2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の規定にかかわらず最終試験等の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第11条 前条の研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決をするには、研究科委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審議結果の報告)

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は文書により学長に報告するものとする。

(学士の学位の授与)

第13条 学長は、第2条の規定に基づき学士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式1)を授与し、学士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(修士の学位の授与)

第14条 学長は、第12条の報告に基づき修士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式2)を授与し、修士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(博士の学位の授与)

第15条 学長は、第12条の報告に基づき博士の学位を授与すべき者には、第4条第1項による者については学位記(別紙様式2)を、また、同条第2項による者については学位記(別紙様式3)を授与し、博士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表するものとする。ただし、学位を授与される前に印刷公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(専攻分野の名称)

第18条 本学が授与する学位に付記する専攻分野の名称は、「生命薬科学」、「薬学」、「歯学」、「看護学」、「臨床福祉学」、「臨床心理学」、「言語聴覚学」、「言語聴覚療法学」、「リハビリテーション科学」、「理学療法学」、「作業療法学」とする。

(学位の名称使用)

第19条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学から授与された旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位を授与された者に対しては当該教授会及び評議会の議を経て、修士又は博士の学位を授与された者に対しては当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の議決をするには、当該委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(登録及び報告)

第21条 本学において学位を授与したときは、学長は学位簿に登録するものとする。

- 2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書(別紙様式第8)を文部大臣に提出するものとする。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の議を経て行う。

《以下 附則省略》

別紙様式1 (第13条関係)

卒業証書・学位記	本籍 都道府県	氏名	年 月 日生	本学 学部所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士の学位を授与する	北海道医療大学 学部長 北海道医療大学 学長	年 月 日	第 号	印 印
----------	---------	----	--------	---------------------------------------	---------------------------	-------	-----	-----

別紙様式2 (第14条関係)

学位記	本籍 都道府県	氏名	年 月 日生	本学大学院 研究科の修士 博士 課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので 修士 博士 の学位を授与する	北海道医療大学	年 月 日	甲第 号	印
-----	---------	----	--------	---	---------	-------	------	---

別紙様式3（第15条関係）

乙 第 号	北海道医療大学 印	年 月 日	士 の 学位を 授与する	本 大 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 の 学位を 授与する	年 月 日 生	本 籍 都 道 府 県	氏 名	学 位 記
-------------	------------------	-------------	-----------------------	--	------------------	----------------------------	--------	-------------

別紙様式4（第5条第1項の規定による学位論文審査願の様式：A4版）

学 位 論 文 審 査 願		年 月 日
北海道医療大学	殿	
		入 学 年 研 究 分 野 氏 名 印
<p>このたび、（ ）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録、履歴書（及び論文審査料 円）を添えて提出しますので、審査くださるようお願いいたします。</p>		
記		
学位論文の題目		

別紙様式5（第5条第2項の規定による学位申請書の様式：A4版）

学 位 申 請 書		年 月 日
北海道医療大学	殿	
		入 学 年 研 究 分 野 氏 名 印
<p>このたび、博士（ ）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録、履歴書（及び論文審査料 円）を添えて申請いたします。</p>		
記		
学位論文の題目		

別紙様式6（第5条の規定による論文目録の様式：A4版）

<p style="margin: 0;">論 文 目 録</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="margin: 0;">修士（博士）論文</p> <p style="margin: 0;">1 題 目</p> <p style="margin: 0;">2 公表の方法、時期</p> <p style="margin: 0;">3 冊 数</p> <p style="margin: 0;">参考論文</p>

別紙様式7（第5条の規定による履歴書の様式：A4版）

履 歴 書	
氏 名	(性別 男 女)
年 月 日生	
本籍	
現住所	
学歴	
職歴	
研究歴	
賞罰	
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏 名 印	

備考：学歴は、高等学校（又は旧制中学校）卒業以後について、年次順に記載すること。

別紙様式8（第21条第2項の規定による学位授与報告書の様式：B4版） 《省略》

3. 大学院リハビリテーション科学研究科学学位規程施行細則

[平成25年3月7日制定]

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

第1章 修士学位論文取扱規程

第2条 学位規程第3条の規定により、修士（リハビリテーション科学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月（6月）当該学生に通知する。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願（様式1） | 1通 |
| (2) 学位論文（様式2） | 4部 |
| (3) 論文要旨（様式3） | 20部 |
| (4) その他必要な参考資料 | 4部 |
| (5) 履歴書（様式4） | 1通 |

第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式5により報告する。
- 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式6により報告する。
- 学位規程第14条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第2章 課程博士学位論文取扱規程

第4条 学位規程第4条第1項の規定により、博士（リハビリテーション科学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年10月（4月）当該学生に通知する。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 学位論文審査願（様式1） | 1通 |
| (2) 学位論文（様式2） | 4部以上 |
| (3) 学位論文要旨（様式3） | 25部 |
| (4) 論文目録（様式7） | 4部以上 |
| (5) 学位論文の基礎となる副論文 | 4部以上 |
| (6) 同上副論文の共著者承諾書（様式8） | 1通 |
| (7) 履歴書（様式4） | 1通 |
| (8) 論文審査料 | 50,000円 |

- 学位論文の基礎となる副論文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明が有る論文とする。これらの副論文は、筆頭者として1編以上あることが必要である。
- 共著である前項の副論文には、申請者以外の共著者の承諾書を添付しなければならない。

第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設置する。

- 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式5により報告する。
- 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式6により報告する。
- 学位規程第15条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第6条 博士後期課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

- 前項の規定にかかわらず、大学院学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）で、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除

を受けることができる。

- (1) 博士後期課程に4年以上在学した者
- (2) 大学院学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者

3 免除の期間は、在学年数に算入する。

第3章 共通事項

第7条 博士の学位を授与された者は、学位規程第17条の規定により、当該博士の学位の授与に係る論文を公表しなければならない。

第8条 この細則の改廃は、研究科委員会及び評議会の議を経て行う。

《以下 附則省略》

別表

様式1 (第2・4条関係) 学位論文審査願・・・学位規程別紙様式第4参照

様式2 (第2・4条関係) 学位論文

A4版(横書き)に記し、A4版のファイルに綴じる。ファイルの表紙並びに背中に論文題目、研究科名、氏名を記すこと。論文は手書き、ワープロいずれでも可。

様式3 (第2・4条関係) 論文要旨

A4版(横書き)に記すこと。(1600字以内)

様式4 (第2・4条関係) 履歴書・・・学位規程別紙様式第7参照

様式5 (第3・5条関係) 報告書A(A4版)

学位論文審査並びに最終試験結果報告書		年 月 日
大学院リハビリテーション科学研究科長		殿
	主査	印
	副査	印
	副査	印
このたびにかかわる学位論文審査並びに最終試験を行い下記の結果を得たので報告する。		
記		
1	学位論文題目	
2	論文要旨	別添
3	学位論文審査の要旨	
4	最終試験の要旨	
以上の結果は修士・博士(リハビリテーション科学)の学位を授与する資格のあるものと判定する。		

		年 月 日	
学 位 認 定 報 告 書			
北海道医療大学長		殿	
		印	
リハビリテーション科学研究科長			
リハビリテーション科学研究科委員会において下記のものに修士・博士（リハビリテーション科学）の学位を授与することが ^適 _不 当と議決したので報告する。			
記			
1	氏名、生年月日		
2	本籍、現住所		
3	指導教員（推薦教員）		
4	修得学科目・単位	別添	
5	論文要旨	別添	
6	学位論文審査の要旨	別添（審査委員会より提出された結果報告書（様式5）に代わる）	
7	最終試験（学力の確認）の要旨	別添（審査委員会より提出された結果報告書（様式5）に代わる）	
8	審査委員会委員氏名		
9	リハビリテーション科学研究科委員会の議決		
	委員会定数	名	出席者数
			名
	欠席者数	名	
	賛	名	否
			名

様式7 (第4条関係) 論文目録

様式8 (第4条関係) 共著者承諾書

4. リハビリテーション科学倫理審査委員会内規

[平成29年5月10日制定]

(目的)

第1条 この内規は、北海道医療大学研究倫理規程第8条の規定に基づき、北海道医療大学リハビリテーション科学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科（リハビリテーション科学部を含む。以下「部局」という。）で行われる人を対象とした研究（医療機関においては医療行為を含む。以下「研究等」という。）が、ヘルシンキ宣言ならびに該当する倫理指針等の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに適切に推進されることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、実施責任者から申請があった実施計画について、倫理的観点及び科学的観点から、中立的かつ公正に審査するものとする。

2 委員会の委員ならびに事務を所管する部局の事務担当者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点および科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育と研修を受けなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員により5名以上で組織するものとする。

- (1) 自然科学（医学・医療の専門家等）の有識者若干名
- (2) 人文・社会科学（倫理学・法律学の専門家等）の有識者1名以上
- (3) 一般の立場を代表する者1名以上
- (4) その他、部局長が特に必要と認めた者

2 委員会は男女両性で組織し、部局外の委員複数名を含まなければならない。

3 委員の委嘱は、教授会の議を経て、学部長が行う。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員の互選による委員長を置く。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第1項第2号または3号の委員の内、少なくとも1名の出席がなければ開くことができない。

(委員会の審議)

第6条 委員会における審議にあたっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護
- (2) 個人または適切な代理人等に理解を求め、同意を得る方法
- (3) 研究等によって生じる個人への不利益や危険性などの影響、ならびに科学や社会への貢献の予測
- (4) 法理及び法律の遵守

2 委員会は、研究責任者を委員会に出席させ実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明又は意見を述べさせることができる。

4 委員は、自身の申請に係る審議に参加することはできない。

5 委員会の審議は、原則として出席委員の全会一致をもって結論とする。ただし、審議を尽くしても結論に至らない場合は、出席委員の3分の2以上の合意をもって結論とすることができる。

6 委員会は、審議事項の審議経過及び結果について、実施責任者及び関係者の同意を得て公表することができる。ただし、個人情報に関する事項は、この限りでない。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(専門委員会)

第7条 委員会は、特定の事項について予備的な調査及び検討を行うため、又は申請された実施計画について専門的な立場から調査及び検討を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

3 専門委員会に、委員の互選により委員長を置く。

4 専門委員会は、委員会に対し調査及び検討の結果を答申しなければならない。

5 専門委員会は、参考人として研究等の実施責任者を出席させ実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。ただし、実施責任者が専門委員会委員である場合は、参考人として要請された場合を除き、専門委員会に出席することはできない。

6 専門委員会は、調査及び検討の結果を委員会に答申することをもって解散する。

(迅速審査)

第8条 委員会は、第6条による審議のほか、審査を迅速に行うため、次に掲げるいずれかに該当する審査について、委員会が指名する2名以上の委員による審査(以下「迅速審査」という。)に委ねることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって、介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査

(5) 研究期間の延長に関する審査

2 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付してあらためて委員会における審査を求めることができる。この場合、委員長は、相当の理由があると認めるときは委員会を速やかに開催し、当該事項について審査するものとする。

(申請手続きおよび判定の通知)

第9条 委員会の審議を求める場合には、研究責任者は所定の研究計画書に必要事項を記入し、部局長に提出しなければならない。

2 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果に意見を付した審査結果報告書を部局長に通知する。

3 部局長は、審査の結果を審査結果通知書により申請者に通知するとともに、実施責任者及び関係者の同意を得て公表することができる。

(情報の公開)

第10条 委員会は、倫理審査に係る規程及び内規、委員名簿、委員会の開催状況ならびに審査の概要について公開するものとする。ただし、審査の概要のうち、研究対象者等及びその関係者の権利利益保護のため非公開とすることが必要であると委員会が判断した内容については、この限りでない。

(事務所管)

第11条 委員会に係る事務は、学務部リハビリテーション科学課が行う。

(改廃)

第12条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

《以下 附則および別表省略》

様式1

受付番号 _____

研究倫理審査申請書

年 月 日

北海道医療大学リハビリテーション科学部長
泉 唯 史 殿

研究責任者
所 属
職 名
氏 名

下 記 の 通 り 申 請 い た し ま す 。

記

課 題 名 :

○研究等実施場所 :

○研究等の概要（実施計画書および参考資料を添付すること。）

○研究倫理に対する配慮の概要

北海道医療大学研究計画書

課題名：
(1) 研究の実施体制（研究機関の名称及び主任・分担研究者等の氏名を含む）
(2) 研究の目的及び意義
(3) 研究の具体的方法や解析方法及び期間
(4) 研究対象者の選定方法
(5) 研究の科学的合理性の根拠
(6) インフォームド・コンセントを受ける手続き
(7) 個人情報等の取り扱い（匿名化する場合にはその方法を含む）
(8) 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策

(9) 試料・情報（研究に用いられる情報に係る試料を含む）の保管及び廃棄の方法

保管責任者（所属・職位・氏名）：

保管方法

- 電子データ ネットワークに接続されていないPC、HDD 等に保存
 電子ファイルにパスワードを設定
 その他（ ）
- 紙媒体 鍵のかかるロッカーに保管
 その他（ ）
- 生体試料（ ）

試料の保管期間及び廃棄の方法

- 研究全体の終了日から 5 年間
 研究全体の終了日から 5 年を経過した日又は該当研究結果の最終の公表について報告された日から 5 年を経過した日のいずれか遅い日までの期間
 その他（ ）

廃棄の方法：

情報（資料、データ）の保管期間及び廃棄の方法

- 研究全体の終了日から 5 年間
 研究全体の終了日から 5 年を経過した日又は該当研究結果の最終の公表について報告された日から 5 年を経過した日のいずれか遅い日までの期間
 その他（ ）

廃棄の方法：

(10) 部局長への報告内容及び方法

(11) 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況

研究資金

※使用する研究費

（使用予定の研究費を全て記載。該当研究費はその課題名、相手企業・学会名を記載）

- 文科省科研費（課題名： ）
 厚労省科研費（課題名： ）
 AMED（日本医療研究開発機構委託研究開発費）
 その他公的研究費（機関名及び事業名など： ）
 奨学寄付金
 教員研究費（ ）
 教室費
 共同研究費（ ）
 受託研究費（ ）
 その他（ ）

利益相反：

(12) 研究に関する情報公開の方法

公開データベース登録 登録する
(登録(予定)したデータベース)
(登録番号：) 予定の場合は登録後要通知
登録しない

(13) 研究対象者及びその関係者からの相談等への対応

(14) 代諾者からのインフォームド・コンセントを受ける場合の手続き (代諾者等の選定方針、代諾者への説明事項も記入すること)

(15) インフォームド・アセント

有 (下記に方法を記載) 無
説明方法：

(16) 研究対象者等の経済的負担

(17) 謝礼

謝礼：無 有 ()

(18) 侵襲を伴う研究の場合、重篤な有害事象が発生した際の対処方法

<p>(19) 侵襲を伴う研究の場合、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容</p> <p>臨床研究補償保険への加入有無</p> <p><input type="checkbox"/>該当しない</p> <p><input type="checkbox"/>無 (その場合の対応: _____)</p> <p><input type="checkbox"/>有 ※見積もり添付</p>
<p>(20) 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合、研究対象者への研究実施後における医療提供に関する対応</p>
<p>(21) 研究の実施に伴い、研究対象者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合、研究対象者に係る研究結果(偶発的所見を含む)の取り扱い</p> <p><input type="checkbox"/>希望に応じて開示する (理由: _____)</p> <p><input type="checkbox"/>原則として開示しない (理由: _____)</p>
<p>(22) 研究に関する業務の一部を委託する場合、当該業務内容及び委託先の監督方法</p> <p>研究に関する業務の委託: <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (※有の場合は下記を記載)</p> <p>【委託業者名】</p> <p>【業者所在地】</p> <p>【委託する業務の内容】(※委託先の監督方法についても記載)</p> <p>【委託費用について】</p>
<p>(23) 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合、その旨と同意を受ける時点において想定される内容</p>
<p>(24) モニタリング及び監査を実施する場合、その実施体制及び実施手順</p> <p>【モニタリング】</p> <p>①実施体制:</p> <p>②実施手順:</p> <p>【監査】</p> <p>①実施体制:</p> <p>②実施手順:</p>

倫理審査申請関係書類

倫理審査申請に関する以下書類が、i-Portal よりダウンロード可能です。ダウンロード方法は「研究科各種様式ダウンロード方法」のページをご参照ください。

- 研究倫理審査申請書
- 北海道医療大学研究計画書
- 北海道医療大学研究計画書サンプル
- 重篤な有害事象報告書
- 同意書・同意撤回文
- 同意説明文書
- 北海道医療大学研究倫理指針
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針
- 人対象研究等に伴う試料等の保管に関する報告書
- 人対象研究等に伴う試料等の廃棄に関する報告書
- 人対象研究等の終了（中止・中断）報告書
- 直接閲覧を伴うモニタリング・監査実施申込書
- 直接閲覧を伴うモニタリング結果報告書

5. 北海道医療大学大学院長期履修規程

[平成 21 年 3 月 5 日制定]

(趣旨)

第 1 条 北海道医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第 12 条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間は、学則第 12 条第 2 項に定めるところによる。

(在学期間)

第 4 条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第 6 条第 3 項に定めるところによる。

(休学期間)

第 5 条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第 38 条に定めるところによる。

(手続)

第 6 条 長期履修を希望する者は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第 1 号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(長期履修期間の短縮・延長・取り止め)

第 7 条 長期履修期間の短縮、延長又は長期履修を取り止めようとする場合は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第 2 号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、その可否を決定するものとする。

(授業料)

第 8 条 長期履修を認められた者に係る授業料は、学則第 45 条に定めるところによる。

(学則の準用等)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、学則を準用する。また、その他長期履修に関し必要な事項は各研究科において定めるものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

《以下 附則省略》

様式第1号（第6条関係）

長 期 履 修 申 請 書

年 月 日

（ 学）研究科長 殿

学研究科 課程 専攻

学籍番号

氏 名 印

下記のとおり、長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
長期履修申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
現住所	〒 (電話番号)
理由	
履修計画	
指導教員の意見	署名
備考	

- (注) 1 「理由」欄は、可能な限り、具体的かつ詳細に記入し、職業を有する場合は勤務先名、職種、所在地についても記載すること。
2 「履修計画」欄は、具体的かつ詳細に記入すること。
3 必要に応じ別紙添付可。

様式第2号（第7条関係）

長期履修（期間短縮・延長・取り止め）申請書

年 月 日

（ 学）研究科長 殿

学研究科 課程 専攻

学生番号

氏 名 印

下記のとおり、長期履修（期間短縮・延長・取り止め）を申請します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
許 可 済 み の 履 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
短縮、延長又は 取り止め後の 履 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
短縮、延長又は取 り止めの理由	
短縮又は延長後 の 履 修 計 画	
指 導 教 員 の 意 見	署名
備 考	

- (注) 1 (期間短縮・延長・取り止め)は、いずれかを——線で消すこと。
2 取り止め申請の場合は、「取り止め後の履修計画」の記載を要しない。
3 「短縮、延長又は取り止めの理由」及び「短縮又は延長後の履修計画」は可能な限り、具体的かつ詳細に記入すること。
4 必要に応じ別紙添付可。
5 当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士前期課程

■授業科目担当者一覧

科目区分	授業科目の名称	配当年次	配当学期	単位数		担当教員				備考
				必修	選択	教授	准教授	講師	兼任講師/ 非常勤講師	
共通科目	リハビリテーション研究法特論Ⅰ (研究計画)	1	前期	2		青木光広 下村敦司		大須田祐亮		
	リハビリテーション研究法特論Ⅱ (量的研究)	1	前期	2		吉田晋 武田涼子 浅野雅子 才川悦子				
	リハビリテーション研究法特論Ⅲ (質的研究&事例研究)	1	前期	2		本家寿洋 近藤里美 田村至				
	リハビリテーション教育特論	1・2	後期	2		小島悟 高橋尚明 鎌田樹寛 坂上哲可	黒崎芳子			
	リハビリテーション管理学特論	1・2	後期	2		泉唯史 鈴木英樹			清水兼悦	
	保健医療統計学特論	1	後期	2					松岡紘史	
	リハビリテーション科学概論	1・2	後期	2		泉唯史 高橋尚明 吉田晋 青木光広 山口明彦 本家寿洋 坂上哲可 太田亨		井上恒志郎 西出真也 柳田早織		
	医療英語特論	1・2	前期	2		近藤里美			足利俊彦 ジョン・ホカート	
	医療経済学特論	1・2	前期	2						2021年度開講なし
	生命科学特論	1・2	前期	2				西出真也		
	精神保健学特論	1・2	前期	2		中川賀嗣				
	心理学特論	1・2	後期	2		近藤里美 橋本竜作				
医療倫理学特論	1・2	前期	2			森元良太				
専門科目	生体構造機能・ 病態解析学分野	解剖学特論	1・2	前期	2	高橋尚明 下村敦司	森元良太		入江一元	
		解剖学演習	1・2	前期	2	高橋尚明 下村敦司	森元良太		入江一元	
		身体運動科学特論	1・2	前期	2	山口明彦		井上恒志郎 西出真也		
		身体運動科学演習	1・2	前期	2	山口明彦		井上恒志郎 西出真也		
		運動・動作解析学特論	1・2	前期	2	小島悟		桜庭聡		
		運動・動作解析学演習	1・2	前期	2	小島悟		桜庭聡		
		先天異常学特論	1・2	前期	2	太田亨				
		先天異常学演習	1・2	前期	2	太田亨				
		臨床バイオメカニクス特論	1・2	前期	2	青木光広				
	臨床バイオメカニクス演習	1・2	前期	2	青木光広					
	リハビリテーション 治療学分野	内部障害リハビリテーション学特論	1・2	前期	2	泉唯史				
		内部障害リハビリテーション学演習	1・2	前期	2	泉唯史				
		運動障害リハビリテーション学特論	1・2	前期	2	吉田晋 武田涼子				
		運動障害リハビリテーション学演習	1・2	前期	2	吉田晋 武田涼子				
		身体障害リハビリテーション学特論	1・2	前期	2	坂上哲可				
		身体障害リハビリテーション学演習	1・2	前期	2	坂上哲可				
		発達障害リハビリテーション学特論	1・2	前期	2			大須田祐亮		
		発達障害リハビリテーション学演習	1・2	前期	2			大須田祐亮		
		認知言語発達障害リハビリテーション治療学特論	1・2	前期	2	橋本竜作				
		認知言語発達障害リハビリテーション治療学演習	1・2	後期	2	橋本竜作				
		聴覚障害リハビリテーション治療学特論	1・2	前期	2	才川悦子				
		聴覚障害リハビリテーション治療学演習	1・2	後期	2	才川悦子				
		発声発語障害リハビリテーション治療学特論	1・2	前期	2	才川悦子		柳田早織		
発声発語障害リハビリテーション治療学演習		1・2	後期	2	才川悦子		柳田早織			
摂食嚥下障害リハビリテーション治療学特論	1・2	前期	2	飯田貴俊						
摂食嚥下障害リハビリテーション治療学演習	1・2	後期	2	飯田貴俊						

	高次脳機能障害リハビリテーション学特論	1・2	前期	2	中川賀嗣 田村至					
	高次脳機能障害リハビリテーション学演習	1・2	後期	2	中川賀嗣 田村至					
	失語症リハビリテーション治療学特論	1・2	前期	2	田村至	黒崎芳子				
	失語症リハビリテーション治療学演習	1・2	後期	2	田村至	黒崎芳子				
	精神障害リハビリテーション学特論	1・2	前期	2	近藤里美 浅野雅子		児玉壮志			
	精神障害リハビリテーション学演習	1・2	前期	2	近藤里美 浅野雅子		児玉壮志			
	地域健康 生活支援学 分野	作業行動学特論	1・2	前期	2	鎌田樹寛 本家寿洋				
		作業行動学演習	1・2	前期	2	鎌田樹寛 本家寿洋				
		地域生活支援学特論	1・2	前期	2	鈴木英樹		長谷川純子		
		地域生活支援学演習	1・2	前期	2	鈴木英樹		長谷川純子		
	応用 特色 科目	言語聴覚障害学フィールド・スタディ	1・2	通年	2	中川賀嗣 田村至 飯田貴俊 才川悦子	黒崎芳子	柳田早織		
		コミュニケーション障害学特論	1・2	通年	2	太田亨 下村敦司 中川賀嗣 田村至 橋本竜作 飯田貴俊 才川悦子	黒崎芳子	柳田早織		
音楽療法特論		1・2	前期	2	近藤里美					
臨床リハビリテーション学(訪問) I		1・2	前期	2	坂上哲可					
臨床リハビリテーション学(訪問) II		1・2	後期	2	坂上哲可					
臨床リハビリテーション学(認知症) I		1・2	前期	2	鎌田樹寛					
臨床リハビリテーション学(認知症) II		1・2	後期	2	鎌田樹寛					
臨床リハビリテーション学(がん) I		1・2	前期	2	本家寿洋					
公衆衛生調査法		1・2	前期	2				西 基	(他 研究 科 目)	
障害福祉学特論		1・2	前期	2				向谷地生良		
高齢者福祉学特論	1・2	前期	2				大友芳恵 大内高雄			
研究 指導	リハビリテーション科学研究	2	前期	8	別表参照					

別表

研究分野	教授	准教授	講師
生体構造機能・病態解析学	○ 青木光広 ○ 山口明彦 ○ 小島悟 ○ 高橋尚明 ○ 太田亨 ○ 下村敦司	森元良太	井上恒志郎 西出真也 桜庭聡
リハビリテーション治療学	○ 泉唯史 ○ 吉田晋 ○ 坂上哲可 ○ 浅野雅子 ○ 中川賀嗣 ○ 田村至 ○ 橋本竜作 ○ 飯田貴俊 ○ 才川悦子 ○ 武田涼子 ○ 近藤里美	黒崎芳子	大須田祐亮 児玉壮志 柳田早織
地域健康生活支援学	○ 鈴木英樹 ○ 鎌田樹寛 ○ 本家寿洋		長谷川純子

○主たる指導教員

■授業科目履修方法

- ・共通科目から10単位以上を履修する。
- ・専門科目から専攻する領域の特論・演習科目4単位以上を履修する。
- ・研究指導8単位を履修する。
- ・上記ならびに選択科目を含め、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格する。
(ただし、専門科目の演習は同一科目名の特論の履修を条件とする。)

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程

■授業科目担当者一覧

科目区分	授業科目の名称	配当年次	配当期	単位数		担当教員			備考
				必修	選択	教授	准教授	講師	
共通科目	リハビリテーション科学研究法特講	1	前期	1		小島悟 本家寿洋 山口明彦 浅野雅子 太田亨 下村敦司 飯田貴俊		大須田祐亮	
	リハビリテーション実践指導特講	1	前期	1		泉唯史 鈴木英樹 高橋尚明 吉田晋 鎌田樹寛 坂上哲可 才川悦子			
専門科目	生体構造機能・病態解析学特講I	1	前期	2		青木光広			
	生体構造機能・病態解析学特講II	1	前期	2		小島悟		桜庭聡	
	生体構造機能・病態解析学特講III	1	前期	2		高橋尚明 下村敦司	森元良太		
	生体構造機能・病態解析学特講IV	1	前期	2		山口明彦		井上恒志郎 西出真也	
	生体構造機能・病態解析学特講V	1	前期	2		太田亨			
	生体構造機能・病態解析学演習I	1	前期	2		青木光広			
	生体構造機能・病態解析学演習II	1	前期	2		小島悟		桜庭聡	
	生体構造機能・病態解析学演習III	1	前期	2		高橋尚明 下村敦司	森元良太		
	生体構造機能・病態解析学演習IV	1	前期	2		山口明彦		井上恒志郎 西出真也	
	生体構造機能・病態解析学演習V	1	前期	2		太田亨			
	リハビリテーション治療学特講I	1	前期	2		泉唯史			
	リハビリテーション治療学特講II	1	前期	2		吉田晋 坂上哲可			
	リハビリテーション治療学特講III	1	前期	2		橋本竜作		大須田祐亮	
	リハビリテーション治療学特講IV	1	前期	2		浅野雅子		児玉壮志	
	リハビリテーション治療学特講V	1	前期	2		中川賀嗣 田村至	黒崎芳子		
	リハビリテーション治療学特講VI	1	前期	2		才川悦子		柳田早織	
	リハビリテーション治療学特講VII	1	前期	2		飯田貴俊			
	リハビリテーション治療学演習I	1	前期	2		泉唯史			
	リハビリテーション治療学演習II	1	前期	2		吉田晋 坂上哲可			
	リハビリテーション治療学演習III	1	前期	2		橋本竜作		大須田祐亮	
	リハビリテーション治療学演習IV	1	前期	2		浅野雅子		児玉壮志	
	リハビリテーション治療学演習V	1	前期	2		中川賀嗣 田村至	黒崎芳子		
	リハビリテーション治療学演習VI	1	前期	2		才川悦子		柳田早織	
リハビリテーション治療学演習VII	1	前期	2		飯田貴俊				
地域健康生活支援学特講I	1	前期	2		鎌田樹寛 本家寿洋				
地域健康生活支援学特講II	1	前期	2		鈴木英樹		長谷川純子		
地域健康生活支援学演習I	1	前期	2		鎌田樹寛 本家寿洋				
地域健康生活支援学演習II	1	前期	2		鈴木英樹		長谷川純子		
特別研究	リハビリテーション科学特別研究	1~3	通年	6		別表参照			

別表

研究分野	教授	准教授	講師
生体構造機能・病態解析学	○ 青木光広 ○ 山口明彦 ○ 小島悟 ○ 高橋尚明 ○ 太田亨 ○ 下村敦司	森元良太	井上恒志郎 西出真也 桜庭聡
リハビリテーション治療学	○ 泉唯史 ○ 吉田晋 ○ 坂上哲可 ○ 浅野雅子 ○ 中川賀嗣 ○ 田村至 ○ 橋本竜作 ○ 飯田貴俊 ○ 才川悦子	黒崎芳子	大須田祐亮 児玉壮志 柳田早織
地域健康生活支援学	○ 鈴木英樹 ○ 鎌田樹寛 ○ 本家寿洋		長谷川純子

○主たる指導教員

■授業科目履修方法

- 共通科目2単位(必修)を履修する。
- 専門科目のうち専攻する専門領域の特講・演習科目4単位を履修する。
- 特別研究6単位を履修する。
- 上記、合計12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格する。